

令和5年度 あさぎり町議会第11回会議会議録（第23号）						
招集年月日	令和6年3月5日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和6年3月6日 午前10時00分			議長	森岡 勉
	散会	令和6年3月6日 午後4時49分			議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	豊永 喜一	○
	2	岩本 恭典	○	9	山口 和幸	○
	3	難波 文美	○	10	永井 英治	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	皆越 てる子	○
	5	橋本 誠	○	12	小見田 和行	○
	6	小出 高明	○	13	溝口 峰男	○
	7			14	森岡 勉	○
議事録署名議員	3番 難波 文美 4番 加賀山 瑞津子					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 早川 幹					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口 俊朗	○	教育長	米良 隆夫	○
	デジタル政策 審議監	中野 裕登	○	教育課長	山口 宏子	○
	総務課長	山内 悟	○	高齢福祉 課長	林 敬一	○
	会計 管理者	土肥 克也	○	健康推進 課長	大藪 哲夫	○
	企画政策 課長	荒川 誠一	○	農林振興 課長	万江 幸一朗	○
	財政課長	伊津野 博子	○	商工観光 課長	深水 昌彦	○
	税務課長	高田 真之	○	建設課長	酒井 裕次	○
	町民課長	中竹 健次	○	上下水道 課長	鬼塚 拓夫	○
	生活福祉 課長	蓑田 輝幸	○	農業委員会 事務局長	橋本 英樹	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第23号）

- 日程第 1 議案第72号 令和6年度あさぎり町一般会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第73号 令和6年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第74号 令和6年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 議案第75号 令和6年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 議案第78号 令和6年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 議案第79号 令和6年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第72号 令和6年度あさぎり町一般会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第73号 令和6年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第74号 令和6年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 議案第75号 令和6年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 議案第78号 令和6年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 議案第79号 令和6年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
(提案理由の説明及び質疑)

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は、税務課分と厚生文教常任委員会所管課分についての説明及び質疑、加えて議案第51号から議案第52号及び議案

第61号関連についての質疑を行います。

◎議長（森岡 勉君） 日程第1、議案第72号令和6年度あさぎり町一般会計予算についてを議題とし各課からの説明を求めます。高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） 税務課所管分について説明させていただきます。13ページをお願いいたします。歳入からになります。1枠目、目1個人 節1現年度分は、令和2年度から令和4年度までの3か年の調定額の平均実績額に徴収率98%を乗じて計上しております。節2滞納繰越分は、令和4年度調定見込額に徴収率15%を乗じて計上しております。目2法人 節1現年度分は、令和5年度調定見込額に徴収率96%を乗じて計上しております。節2滞納繰越分は、令和5年度調定見込額に徴収率8%を乗じて計上しております。2枠目、目1固定資産税 節1現年度分は、令和5年度調定見込額に徴収率98%を乗じて計上しております。節2滞納繰越分は、令和5年度滞納繰越額に徴収率9%を乗じて計上しております。目2国有資産等所在市町村交付金は、熊本県九州森林管理局九州財務局の固定資産税相当額が交付されるものになります。3枠目、目1種別割 節1現年度分は、令和5年度調定見込額に減収額を見込み徴収率98%を乗じて計上しております。節2滞納繰越分は、令和5年度調定見込額に徴収率の10%を乗じて計上しております。目2環境性能割 節1現年度分は、熊本県が賦課徴収を行い徴収金を町に交付するもので、令和5年度の2月から9月までの実績額と令和元年度から令和4年度までの10月から1月までの平均額に90%を乗じて計上しております。14ページをお願いいたします。1枠目、目1市町村たばこ税 節1現年度分は、令和5年度調定見込額に96%を乗じて計上しております。19ページをお願いいたします。1枠目、目1総務手数料 節1徴税手数料 説明欄の町税督促手数料とその下町税督促手数料過年度分は、令和2年度から令和4年度までの3か年平均の徴収実績額に徴収率80%を乗じて計上しております。またその下税務関係証明手数料は、令和5年度徴収見込額に徴収率95%を乗じて計上しております。25ページをお願いいたします。2枠目、目1総務費県委託金 節2徴税费委託金は、納税義務者6,750人で1人当たり3,000円を計上しております。28ページをお願いいたします。最下段目1延滞金 節1延滞金 町税延滞金は、令和5年度予算額の50%で計上しております。49ページをお願いいたします。次に歳出になります。2枠目、目1税務総務費 節3職員手当等の時間外勤務手当は、納税相談事務、各種税の賦課事務、申告準備及び申告時の事務などの時間外手当を計上しております。50ページをお願いいたします。1枠目、節10需用費 消耗品費は、書籍の追録代やプリンターインク代を計上しております。節12委託料 固定資産土地評価業務委託料は、3年に1度の評価替えになります。12月に債務負担行為でお願いしました分で令和6年度が評価替えになります。その下地籍図修正委託料は、地籍調査後の地籍図に錯誤が発生した場合の地籍図修正の委託料になります。その下固定資産家屋評価業務委託料は、新增築家屋や倉庫等の現地調査を不動産鑑定士が職員と同行して行い、評価調書の作成業務を委託するものになります。64棟分を計上しております。節13使用料及び賃借料の統合型土地情報システム使用料は、土地情報のクラウドサービスウェアの使用料と保守料になりこちらも12月に債務負担行為をお願いした分になります。節18負担金補助及び交付金は各種団体への交付金です。デマンド交通無料乗車補助金は、申告相談時に自宅から申告会場まで交通手段がない方への往復乗車補助金を計上した

ものになります。2 枠目、目 2 賦課徴収費 節 1 0 需用費の印刷製本費は、納付書や封筒などの印刷代を計上したのものになります。節 1 1 役務費の車両運搬手数料は、車両を差押えた場合に役場や公売会場へ運搬するための手数料です。その下錠前開錠手数料は、滞納者の家を搜索する際出入口があっせんされていた場合、業者に解除を行ってもらうために計上しているものです。5 1 ページをお願いします。1 枠目の備考欄 軽自動車税納付情報提供業務手数料は、軽自動車協会から移動情報の提供を受けるための手数料で 1 件当たり 6 0 円の手数料となります。その下軽自動車税環境性能割徴収取扱費は前年度徴収額の 5 % を熊本県に徴収取扱費として納付するものです。節 1 2 委託料の電算システム改修委託料は 2 つございいますが、1 つ目は制度改正対応に伴う申告申請手続の電子化対応と 2 つ目は、個人住民税の定額減税に係る対応に伴うシステム改修業務でございます。節 1 3 使用料及び賃借料の地方税電子申告支援システム使用料は、申告書等のデータをそのまま送信するサーバー間連携対応エルタックス利用料と軽自動車税や固定資産税などの税目に拡大された地方税共通納税サービス利用料になります。その下預貯金照会システム使用料は、預貯金口座の有無の調査及び取引明細取得に係るシステムの使用料になります。節 1 8 負担金補助及び交付金の地方税共同機構負担金は、地方公共団体が共同で運営する団体でエルタックス会費及び運営負担金、地方税共同機構負担金を負担するものです。その下軽自動車税通報事務負担金は、軽自動車協会事務に対する負担金です。節 2 2 償還金利子及び割引料は、町税の過年度分の還付金となります。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） はい。それでは町民課所管分を御説明申し上げます。1 7 ページをお願いいたします。歳入です。1 枠目、目 3 衛生費負担金 節 1 保健衛生費負担金は、墓地公園の管理負担金 2 6 件分となります。次のページをお願いいたします。3 段目、目 3 衛生使用料 節 1 保健衛生使用料は墓地公園永代使用料 1 件分です。次のページをお願いいたします。1 枠目、目 1 総務手数料 節 2 戸籍関係手数料から節 5 諸証明手数料までは、過去 2 年間の実績をもとに計上しております。目 3 衛生手数料 節 1 衛生手数料 犬登録手数料と狂犬病予防注射手数料は、過去の実績を参考にし登録 6 0 頭、予防注射は 7 2 0 頭分を計上しており一般廃棄物処理業等清掃許可手数料は、令和 6 年度に許可期限を迎える 6 事業所と車両 2 1 台分を計上しております。次のページをお願いいたします。2 枠目、目 1 総務費国庫補助金 節 1 戸籍住民基本台帳費補助金は、補助対象となるマイナンバーカード交付事務に係る人件費やカード取得促進事業分へ。3 段目法務省社会保障税番号システム整備費補助金は、戸籍氏名のふり仮名の通知等を作成する機能整備等に係る戸籍システム改修をするために受け入れるものです。2 2 ページをお願いいたします。2 枠目、目 1 総務費国庫委託金 節 2 戸籍住民基本台帳費委託金は、外国籍の方の転入転出等の処理に関する委託金で目 2 民生費国庫委託金 節 2 国民年金事務委託金は、国民年金事務に係る人件費、協力連携事務費に対する交付金を計上しております。2 5 ページをお願いいたします。2 枠目、目 1 総務費県委託金は、節 3 住民基本台帳費委託金 人口動態調査事務委託金は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の 5 つの届出に係る調査事務費分です。2 9 ページをお願いいたします。3 枠目、目 4 雑入 証明書郵送料は、代理人がマイナンバーカード入りの住民票を窓口に取りにこられた場合、代理人には渡すことができないため住民票を郵送する必要があります。

このために切手代を受け入れるものです。続きまして歳出です。46ページをお願いいたします。主なものを説明いたします。2段目、目16旅券費 節8旅費はパスポートの取扱事務説明会等を計上しております。51ページをお願いいたします。2枠目、目1戸籍住民基本台帳費です。次のページをお願いいたします。節10需用費の消耗品費は、印鑑登録証カードとケースが主なものとなります。節11役務費の郵送料は、マイナンバーカードを郵送で交付する420件分を計上しております。節12委託料は、戸籍システムや住基ネット等の保守委託と戸籍システム改修委託が主なものです。節13使用料及び賃借料は、マイナンバーカード対応記帳台と戸籍システムのソフト使用料と戸籍システムのリース料です。62ページをお願いいたします。2段目、目5国民年金事務費は、国民年金に関する手続について申請の受付や相談業務を行い、年金事務所や年金機構へつなぐ業務についての人件費が主なものです。71ページをお願いいたします。2段目、目2予防費 節12委託料の動物措置処理業務委託は、町道や公共施設内で死んでいる動物の処理委託となっております。目3環境保全費 節3職員手当等の時間外勤務手当は、環境出前講座や公害等の苦情対応分です。節7報償費は、環境美化監視員10名分と各行政区より選出頂いております廃棄物減量等推進員53名分を計上しております。節10需用費の消耗品費は、家庭から出される生ごみの分別をお願いした時に処理バケツを配布していましたが、劣化等により昨年度より更新分を配布しております。昨年度は6行政区、今年度は残りの9行政区分を更新するのが主なものとなっております。節12委託料 ゴミ収集業務委託料は、家庭から出される可燃物及び不燃物の収集運搬に係る委託料です。次のページをお願いいたします。地球温暖化対策実行計画作成業務委託は、あさぎり町内の温室効果ガス排出量削減等を推進するための総合的な計画を作成するためのものとなります。5行目と6行目の生ごみ収集運搬及び生ごみ処理委託は、町内15行政区と事業所から出された生ごみを運搬収集するためのものとなっております。家庭系有害ごみ収集運搬は、各行政区のリサイクルステーションに家庭から出された有害ごみ処理費用となっております。不燃物選別処分運搬業務は、家庭から出された不燃物を資源有価物回収事業所において有価物を選別し残った不燃物をクリーンプラザへ運搬する業務となります。節18負担金補助及び交付金で、町民課所管分は最下段の資源有価物回収事業交付金で、行政区や協力団体が出された有価物の回収重量により交付金として交付するものです。77ページをお願いいたします。最後になりますが、1枠目、目1塵芥処理費 節18負担金補助及び交付金のごみ処理費及びし尿処理費、斎場処理費に係る負担金は1月から12月までの利用実績等により算出された額を計上しております。前年度より増額となっておりますが、昨年度より財源の繰越金が減少したことによるものが負担金増の主な原因理由です。以上で町民課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、生活福祉課所管分の令和6年度当初予算について説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。まず地方債ですが番号3番4番5番が生活福祉課所管分となりますが、歳入にて説明をさせていただきます。17ページをお願いいたします。歳入となります。1枠目、2段目節2説明の地域活動支援センター事業市町村負担金は、相良村の負担金を受け入れるものでございます。節3説明保育所負担金は私立保育園の利用者負

担金を受け入れるものです。その下保育所負担金過年度分は、過年度分の利用者負担分を受け入れるものでございます。その下病児病後児保育事業費町村負担金は、関係3町村の負担金を受け入れるものです。節4説明の養育医療費保護者負担金は2名分の負担金を計上しております。19ページをお願いいたします。1枠目、目2民生手数料ですが、保育料現年度過年度の督促手数料を計上しております。2枠目、目1節2説明の障害者医療費負担金は、更生医療費、育成医療費、療育介護医療費に係る国の負担分を受け入れるものです。その下障害者自立支援給付費等負担金は、障害者介護給付費及び補装具費に係る国の負担分を受け入れるものです。節4説明の子どものための教育・保育給付交付金は、認定こども園、保育園の運営費について公定価格により算出された金額に対する国の負担分を受け入れるものです。その下障害児給付費等負担金は、障害児の通所支援サービスに係る国の負担分を受け入れるものです。その下子育てのための施設等利用給付交付金は、無償化による1号認定の児童の午後からの預かり保育利用料における国の負担分を受け入れるものです。20ページをお願いいたします。1枠目、節5児童手当事業費負担金は、中学生以下の児童に支給されます児童手当の国負担分を受け入れるものです。節6養育医療事業費負担金は、低体重児の出産後にかかる医療費について国の負担金を受け入れるものです。2枠目、目2節1の説明生活困窮者就労準備支援事業費等補助金重層的支援事業は、重層的支援体制整備事業への移行準備に対する補助金を受け入れるものでございます。節2障害者福祉費補助金は、地域生活支援事業に係る補助金を受け入れるものです。21ページをお願いいたします。節3説明の子ども子育て支援交付金は、一時預かり子育て援助活動支援、延長保育、放課後児童健全育成、病後児保育の各事業について国の補助金を受け入れるものです。その下出産子育て応援交付金は、妊娠時出産時にそれぞれ5万円を支給する事業の国の負担分を受け入れるものです。その下妊婦訪問支援事業費補助金は、ハイリスク妊婦を早期に発見し適切な支援につなげることを目的とした妊婦訪問支援事業に対する国の補助金を受け入れるものです。その下保育所等性被害防止対策設備等支援事業補助金は、保育所等の性被害防止のためパーテーションやカメラなどの設備を設置する保育所等に対して費用を補助するもので、保育所、認定こども園5園分と4学童クラブの国の補助金を受け入れることとしております。その下児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、今まで上中球磨巡回支援専門員整備事業として補助金を受入れておりましたが、この事業がこども家庭庁の所管事業と変更となったため児童福祉総務費で受け入れるものです。22ページをお願いいたします。2枠目、目2節1説明の特別児童扶養手当事務委託金は、受給者数に対する事務費を受け入れるものでございます。3枠目、目2節2と23ページになりますが、節4節5節6につきましてもは県からの歳入となりますが、国からの歳入にて説明しました事業の県の負担割合による歳入となっております。節7救護施設費負担金は、事務費の支弁基準額、保護費の基準額に基づきそれぞれを受け入れるものです。2枠目、目2節1説明の民生委員協議会活動費補助金は、協議会の委員数に対する定額分と推薦会運営費に係る県の補助金を受け入れるものです。その下住まいの再建支援事業補助金は、令和2年7月豪雨の住宅被災世帯1世帯分の補助金を受け入れるものとなります。節3説明の障害者住宅改造助成事業費補助金は、障害者の方の自立促進や介護の負担軽減を図るための住宅改造費用に対する県の負担、失礼しました県の補助金を受け入れるものです。その下重度心身障害者医療費助成事業費補助金は、重度

の障害者の方の医療費について県の補助金を受け入れるものです。その下地域生活支援事業補助金は、国の補助金同様県の負担分を受け入れるものです。説明の4段目になります。難聴児補聴器購入費助成事業費補助金は、軽度・中度の聴覚障害のある児童の補聴器購入に係る県の補助金を受け入れるものです。節4説明の多子世帯子育て支援事業費補助金は、2歳児までの第3子以降の保育料について県の補助補助分を受け入れるものです。その下子ども子育て支援補助金は、国の交付金同様県の負担分を受け入れるものです。その下教育の質の向上のための研修支援事業費補助金は、保育士向け研修会の事業費に対する県の補助金となります。24ページをお願いいたします。説明の最上段、保育対策総合支援事業補助金は、保育補助者の雇い上げに対する県の補助金を受け入れるものです。その下出産・子育て応援交付金、その下虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、国の交付金・補助金同様県の負担分を受け入れるものです。その下保育所等物価高騰対策支援金補助金は、物価高騰に対する支援金として、各園の利用定員に応じて補助金を受け入れるものです。節5説明の乳幼児医療費補助金は、未就学児の医療費と中学生までの入院費について県の補助金を受け入れるものです。節6説明のひとり親家庭等医療費補助金は、ひとり親世帯の医療費について県の補助金を受け入れるものです。29ページをお願いいたします。3枠目、目1 節1説明の自己負担金は、救護施設利用者の負担金を受け入れるものとなっております。30ページをお願いいたします。1枠目節4雑入 説明のしらがね寮職員給食費は、宿直職員の給食費を受け入れるものです。2枠目、目1 節1の説明 災害援護資金貸付金は、令和2年7月豪雨において被災され借受けをされた1件について償還が始まるため令和6年度分の償還金を計上するものでございます。31ページをお願いいたします。目2民生債につきましましては、記載されております3つの事業につきまして地方債を受け入れるものでございます。56ページをお願いいたします。歳出となります。2枠目、目1社会福祉総務費の節1報酬は、保健福祉総合計画策定委員、民生委員推薦会委員に係ります委員報酬となっております。57ページをお願いいたします。節7の報償費は、戦没者合同追悼式謝金、社会を明るくする運動作文の副賞の費用を計上しております。節8旅費につきましましては、民生委員推薦推薦会委員の費用弁償と職員の会議等出席の普通旅費となっております。節10需用費 消耗品費は、社会を明るくする運動や戦没者合同追悼式、関係書籍に係るものが主なものとなります。食糧費につきましましては、戦没者合同追悼式時の弁当代が主なものです。印刷製本費は、デマンド交通パンフレット作成の費用を計上しております。節11役務費につきましましては、成年後見人申請に係る手数料と戦没者合同追悼式に使用しますシーツのクリーニング代となります。節12委託料につきましましては、社会福祉総合計画策定に係る委託料、総合相談事業や災害時避難要支援者支援システムの保守や改修委託料、地域おこし協力隊の委託料となっております。節13使用料及び賃借料は、デマンド交通システムのサーバーや車載機の使用料、災害時避難要支援者支援システムのリース料となっております。節18負担金補助及び交付金は、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、デマンド交通、遺族会への補助と58ページになりますが、説明の最上段です成年後見制度利用支援事業への助成金、熊本県英霊顕彰会への負担金となっております。59ページをお願いいたします。目4障害者福祉費 節1報酬は、保健福祉総合計画委員、障害支援区分調査失礼しました障害支援区分認定調査員の報酬となります。60ページをお願いいたします。節3職員手当は、相

談業務等における職員の時間外勤務手当と会計年度任用職員の期末勤勉手当となります。節4 共済費は、会計年度任用職員に係る社会保険料等になります。節7 報償費は、障がい・知的障がい者相談員への謝金となります。節8 旅費は、障害者計画策定に伴う委員の費用弁償と会計年度任用職員の通勤手当、職員の各種会議出席に伴います普通旅費となっております。節10 需用費は、書籍購入や受給者証・資格証に係る消耗品費と印刷製本費となっております。節11 役務費は、更生医療、障害介護、医療介護医療の支払いや医師意見書等に係る手数料となります。節12 委託料は、障害者支援事業所や地域活動支援センターへの委託料となります。節13 使用料及び賃借料は、障害福祉サービス請求内容チェックシステムの使用料となります。節18 負担金補助及び交付金は、61ページにまたがりますが各障害者協議会や支援センター等への負担金や補助金となっております。節19 扶助費は、62ページにまたがりませんが、重度心身障害者の医療費や障害者の方々が利用されます医療介護や移動手段、補装具、住宅改造、自動車運転免許証取得などの費用に対する助成金・給付金となっております。節27 繰出金は、球磨郡障害認定審査会へ繰り出すものでございます。63ページをお願いいたします。目7 社会福祉施設費は、生活福祉課所管分としましては、ヘルシーランド、ふれあい福祉センターに関わるものとなりますが施設管理消耗品費、町直営部分の上下水道料と電気料、修繕料、ヘルシーランド・ふれあい福祉センターの指定管理委託料、工事請負費、備品購入費、温泉協会への負担金が主なものとなります。工事請負費につきましては、ふれあい福祉センターのボイラー更新工事に関わるものとなっております。備品購入費につきましては、入浴用ストレッチャーに係るものが主なものとなります。2 枠目、目1 児童福祉総務費ですが節1 報酬は会計年度任用職員と保健福祉総合計画の委員報酬となっております。節3 職員手当等は、計画策定部会開催や相談・面談業務における職員の時間外手当と会計年度任用職員の期末勤勉手当を計上しております。64ページをお願いいたします。節7 報償費は83人分の出生祝い金と研修会時の講師謝金となっております。節8 旅費につきましては、計画策定委員の費用弁償や関係会議や研修会への出席に伴います旅費が主なものとなります。節10 需用費は、書籍購入用の消耗品費や公用車の燃料費となります。節11 役務費は、社会福祉士が連絡相談用として使用しております携帯電話や国保連合会への審査手数料となっております。節12 委託料は、病児病後児保育事業の委託料と第3期子ども・子育て支援事業計画策定委託料となっております。節18 負担金補助及び交付金は65ページにまたがりませんが、保育園、認定こども園、放課後児童クラブへの運営費補助や病後児保育事業への補助金、出産子育て応援給付金と保育所等への性被害防止対策設備や物価高騰対策に係る補助金を計上しております。節19 扶助費につきましては、障害児及び発達障害児に対する通所支援事業に係るものとなっております。目2 児童手当事業費は、中学生までの児童に支給されます児童手当に係るものとなります。目3 子ども医療費助成事業費は、職員の時間外勤務手当、医療費のネット申請に係るシステム保守・改修の委託料と事務委託料、高校生までの医療費に対する給付金を計上しております。目4 ひとり親家庭福祉費は、球磨郡母子寡婦福祉連合会への負担金とひとり親家庭の親、子供への医療費に対する助成金を扶助費として計上しております。目5 養育医療事業費は、低体重児の医療に係る経費に対しまして助成するものとなります。66ページをお願いいたします。1 枠目低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は廃目となっております。2 枠目、目1

救護施設総務費ですが、節1報酬は、会計年度任用職員13名の報酬や宿直手当、特殊勤務手当となっております。67ページをお願いいたします。節10需用費につきましては、施設事務所側の光熱水費3か月分と修繕料が主なものとなります。節11役務費は、電話料、各種手数料、公用車の自賠責や施設の損害補償の保険料となっております。節12委託料は、電気保安協会や防火設備等施設管理上必要な委託料と調理業務や救護施設医師の委託料となっております。68ページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料は、コピー機や防犯カメラセンサーに係るものとなります。節14工事請負費は、施設の老朽化した屋根の改修工事に係る経費を計上しております。節18負担金補助及び交付金は、各救護施設協議会や県社会福祉協議会と研修時の負担金となっております。節26公課費は公用車の重量税となっております。目2救護施設事業費です。節7報償費は、利用者の健康や体力維持などの目的で実施されております音楽や3B体操における講師謝金となっております。節10需用費は、利用者支援に必要な消耗品費や施設の9か月分の光熱水費と修繕料、利用者の食事にかかります賄い材料費となっております。節11役務費は、利用者の健診手数料や厨房換気扇の清掃手数料、交流会時の災害保険料とクリーニング代となっております。節13使用料及び賃借料は、テレビの受信料やモップ社会見学時のバスの借り上げなどの使用料となっております。69ページをお願いいたします。1枠目節18負担金補助及び交付金は、各種大会や予防接種に係る負担金となります。節19扶助費は、障害者年金受給利用者以外の利用者に対し日用品等の施設生活に必要な物品の購入に対し給付金を支給するものです。2枠目、目1 節18説明 住まいの再建支援事業補助金は、令和2年7月豪雨の住宅被災世帯1世帯分の補助金を計上しております。節19説明の災害見舞金は、災害時に失礼しました火災等における災害に対しての見舞金となります。節22災害援護資金償還金は、令和2年7月豪雨において被災され借受けをされました1件分の償還金を県へ支出するものとなります。以上生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） それでは高齢福祉課所管分について御説明いたします。17ページをお願いいたします。歳入でございます。上段の目2民生費負担金 節1老人福祉費負担金 養護老人ホーム入所者負担金は令和5年度の実績見込額をもとに1か月当たりの対象者数22人で計上しております。低所得の方は負担金は徴収しておりませんので入所予定者総数より少なくなっております。18ページをお願いいたします。目の2行目、目2民生使用料 節1社会福祉施設等使用料 白寿荘の使用料を計上しております。19ページをお願いいたします。下の枠の目1民生費国庫負担金 節1老人福祉費負担金 低所得者保険料軽減負担金は、第1号被保険者の第1段階から第3段階の方の介護保険料軽減措置として軽減した額の国負担金となります。負担割合が国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。20ページをお願いいたします。目の最下段の目2民生費国庫補助金 節1社会福祉費補助金 説明の下の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、成年後見制度の相談業務等の費用に対する補助金となります。22ページをお願いいたします。3枠目の目2民生費県負担金 節1老人福祉費負担金 2行目の低所得者保険料軽減負担金は先ほどの19ページ国庫負担金と同様の県負担分となります。23ページをお願いいたします。下の枠の目2民生費県補助金 節2老人福祉費補助金 説明の最上段の

老人クラブ活動等事業費補助金は前年度の実績見込額をもとに計上しております。説明のその下の高齢者住宅改造助成事業費補助金は、申請件数1件分を計上しております。補助率2分の1となっております。その下の低所得者利用者負担対策事業費補助金は、介護サービスを行う社会福祉法人等が低所得で生活が困難な利用者に対し、その負担軽減を行う事業への補助でその軽減額の4分の3を県が補助するものです。その下の権利擁護人材育成事業補助金は、人吉球磨成年後見センターが行う成年後見人養成等の費用に対する補助金となります。続きまして58ページをお願いいたします。歳出でございます。目2老人福祉費になります。高齢福祉課で計上しております主な事業について御説明いたします。節7報償費 敬老祝い金ですが祝い金10万円の100歳が15人、2万円の90歳は132人、1万円の80歳が160人となっております。下の節12委託料2行目の人吉球磨成年後見センター運營業務委託料は、センターの運営費として委託先である人吉市社会福祉協議会へ支払うものでございます。2行下の敬老会式典業務委託料は、75歳以上の3,781人の方が対象となります。その下の生活管理指導短期宿泊事業委託料は、家族の冠婚葬祭など何らかの理由により65歳以上の介護保険未申請の方が短期で施設を利用される場合の委託料でございます。59ページをお願いいたします。最上段の緊急通報装置システム管理業務委託料は、独居で携帯電話がない人などに通報装置を設置し、緊急時に対応するための委託料でございます。前年度は現在23件に設置しております。節18負担金補助及び交付金、説明の中ほどの老人クラブ補助金はあさぎり町老人クラブ連合会への補助金でございます。会員数1,900名で計上しております。その下の低所得者負担軽減補助金は、介護サービスの利用者負担軽減を行っている社会福祉法人等への補助でございます。下から3行目のシルバーヘルパー活動助成金は、老人クラブ連合会で取り組んで頂いておりますひとり暮らし高齢者等の見守り、声かけ活動等に対する助成金となります。最下段の運転免許証自主返納者支援事業補助金は、高齢者の運転免許証自主返納を支援し、デマンド交通への利用転換及び交通事故の減少を図ることを目的とした新規事業で満65歳以上で返納された方を対象にデマンド交通の1年間無料乗車券を交付するものでございます。その下の節19扶助費 高齢者住宅改造助成事業費につきましては、申請件数1件分を計上しております。その下の節27繰出金 介護保険特別会計繰出金ですが、5年度は介護認定審査会システム導入及び介護保険事業計画策定を行っているため前年度比で1,300万円ほどの減となっております。その下の目3老人保護費 節19扶助費 老人施設入所措置費につきましては、対象者を前年度同様月平均27名と見込んで計上しております。その下の老人施設入所緊急措置費は虐待などによる緊急措置の場合を想定した経費を計上しております。62ページをお願いいたします。目7社会福祉費 高齢者コミュニティーセンター白寿荘の維持管理費を計上しております。節10需用費151万5,000円のうち次のページで電気料中の39万6,000円、修繕料中の5万円など計53万1,000円を計上しております。節11役務費 消防設備法定検査手数料 節12委託料の清掃委託料などが白寿荘分でございます。高齢福祉課所管分は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 説明の途中ですけれどもここで10分間休憩いたします。

(休憩) 午前10時53分

(再開) 午前11時03分

◎議長(森岡 勉君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長(森岡 勉君) 大藪健康推進課長。

●健康推進課長(大藪 哲夫君) はい。それでは健康推進課所管分について説明させていただきます。18ページをお願いいたします。歳入からです。目3衛生使用料 節1保健衛生施設使用料 説明2行目の保健センター使用料は、過去3年間の平均を見込額として計上しております。19ページをお願いいたします。下の枠の目1民生費国庫負担金 節3国民健康保険事務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金は、保険者支援のために低所得者層の保険料軽減により税収が減る分を国が2分の1負担するものです。21ページをお願いいたします。はい、目3衛生費国庫補助金 節1保健衛生費補助金の説明2行目デジタル田園都市国家構想交付金は健康運動教室のデジタル記録機器や健康ポイントデジタル化に係る補助金として受け入れるものです。次の妊娠出産包括支援事業補助金は産後ケア事業の補助金として受け入れるものです。節2衛生費国庫補助金の感染症予防事業費等補助金は、風疹のワクチン接種の機会がなかった40代から50代の男性に対して対象とした抗体検査やワクチン接種に係る補助金となります。当初は令和元年から3年までの計画でしたが実施率が低かったため令和4年度から令和6年度まで延期となっております。町内には1,410名の方がおられましたが残り846名の方がまだ未実施の状況となっております。22ページをお願いいたします。3枠目の目2民生費県負担金 節1老人福祉費負担金 説明1行目の後期高齢者分保険基盤安定拠出金は、低所得者等の保険料軽減分を4分の3負担金として受け入れるものです。節3国民健康保険事務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金は、国保の保険料軽減分等に対し負担金として受け入れるものです。保険者支援分が4分の1、軽減分が4分の3、未就学児均等割保険料分が4分の1となっております。24ページをお願いいたします。目3衛生費県補助金 節1保健衛生費補助金 説明2行目の自殺対策事業補助金は、心の健康相談やメンタルヘルス相談に係る補助金です。次の虫歯予防対策事業費補助金は、乳幼児の歯科健診や保育園等、小学校、中学校でのフッ化物洗口に係る補助金となります。次の風疹予防接種助成事業補助金は、妊婦や妊娠を希望される女性の方その家族の方の抗体検査や予防接種に係る補助金となります。次のこんにちは赤ちゃん事業等補助金は、乳幼児の家庭を母子保健推進員の方に訪問していただいておりますがその費用分として補助の補助金となります。次の少子化対策総合交付金は、不妊治療の人工授精や妊婦健診に係る補助金となります。その下の利用者支援事業補助金については、子育て支援に係る補助金となります。その下の市町村健康増進事業費補助金は、健康教育、健康相談や健康診査に係る補助金となります。28ページをお願いいたします。2枠目の目1特別会計繰入金 節1国民健康保険特別会計繰入金は、歳出で説明いたします健幸運動教室に係る経費のうち参加者が国民健康保険の被保険者の場合にそ

の費用相当を国保の特別会計から繰り入れるものです。経費総額の67%を見込んでおります。29ページをお願いいたします。2 枠目の目1 民生費受託事業収入 節1 老人福祉費受託事業収入の特定健康診査等受託収入は、後期高齢者の健康診査を熊本県後期高齢者医療広域連合から受託を受けて実施しておりますのでその受託料として受け入れるものです。目2 衛生費受託事業収入 節1 保健衛生総務費受託事業収入の高齢者の保健事業受託収入は、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する受託事業でこちらも熊本県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施するものです。3 枠目の目2 衛生費納付金 節1 保健衛生費徴収金の各種健診個人負担金は、集団健診等の個人負担金となります。目4 の雑入ですが次のページ30ページをお願いいたします。説明 上から9行目ですとなります。健幸運動教室会費は、入会時の会費や月額会費分となります。58ページをお願いいたします。はい。こちらから歳出です。主なものを説明いたします。目2 老人福祉費 節3 職員手当等の時間外勤務手当のうち健康推進課分として25万7,000円を計上しております。保険証の切替えの発送や保険料の本算定通知に係る分として計上しております。節1 2 委託料 特定健康診査委託料は、後期高齢者の特定健康診査の委託料となります。59ページをお願いいたします。節1 8 負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合一般会計分共通経費負担金は、広域連合の議会費や職員の人件費、事務経費等に係る負担金です。次の行の後期高齢者医療広域連合特別会計分共通経費負担金は、広域連合の特別会計の事務費等に係る負担金となります。3つ下の後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金は、保険給付費や高額療養費等の支払いに係る負担金で医療費の自己負担額を除いた金額の12分の1を市町村が負担することとなっております。節2 7 繰出金の2行目後期高齢者医療特別会計繰出金は後期の特別会計に事務費用と保険基盤安定負担金そして歯科健診分として繰り出すものです。62ページをお願いいたします。目6 国民健康保険事務費 節3 職員手当等の時間外勤務手当は保険証の切替え、国費県費の申請に伴う時間外分を計上しております。節2 7 繰出金の国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定繰出金や財政安定化支援事業、出産育児一時金、未就学児均等割保険料と法定内の繰出金となります。69ページをお願いいたします。はい。下の枠の目1 保健衛生総務費 節1 報酬の会計年度任用職員は産休育休代替職員1名の4月分を計上しております。節3 職員手当等は、時間外勤務手当や会計年度任用職員の期末勤勉手当を計上しております。70ページをお願いいたします。節4 の共済費と節8 旅費の費用弁償にも会計年度任用職員の共済費と通勤手当を計上しております。節1 2 委託料の健康管理システム保守委託料は、健康診断や予防接種の健康管理を行うシステムの保守費用となります。その下の健康管理システム改修委託料は、人間ドックや特定健診の項目等の追加や修正に係る改修費とマイナンバー連携等の改修費となります。節1 3 使用料及び賃借料は、健康管理システムリース料とシステム使用料を計上いたしております。節1 8 負担金補助及び交付金の病院事業負担金は公立多良木病院への負担金です。次の病院群輪番制病院運営事業負担金は、人吉医療センターと公立多良木病院の休日夜間の救急外来対応分への負担金となります。下から4行目の小児初期緊急医療推進事業費事業負担金は、小児科休日当番医への負担金です。71ページをお願いいたします。説明の下から4行目鍼灸治療費補助金は500円券を4,000枚分を予定しております。次の休日在宅医当番事業負担金は、休日における医療確保のため当番医療機関へ支払うものです。次の南九州中部地域医療連

携協議会負担金は、産科医師の確保のために令和5年1月に設立した協議会で令和5年度から負担金を支払うこととなりました。6年度で2年目となります。72ページをお願いいたします。

目4健康増進事業費 節1報酬の会計年度任用職員報酬は、健康推進課内の関係年度任用職員に集団検診で早朝の対応をお願いすることがありその時の時間外手当分として計上しております。

節3職員手当等の時間外勤務手当は、集団健診の通知発送や当日の早出対応、結果説明や次年度申込みの通知や取りまとめ分として計上しております。節12委託料の集団検診委託料は、集団健診、がんセット検診等の委託料となりますが4年度から健診会場1か所にしたことからシャトルバスの委託料や説明1行目の駐車場整理の警備委託料も計上しております。

目5母子保健事業費 節1報酬の会計年度任用職員の報酬は助産師1名分の費用を計上しております。医師報酬は、乳幼児健診時のものとなります。73ページをお願いいたします。節3職員手当等の時間外勤務手当は発達相談対応や母子保健業務の訪問後の整理業務などに係る分として、その下の会計年度任用職員の期末勤勉手当も計上しております。

節4共済費は、会計年度任用職員分の経費となります。節7報償費の乳幼児健診時謝金は、歯科衛生士や言語聴覚士分でその下の母子保健推進員謝金とあわせ1歳半や3歳児健診時や発達相談時に係る謝金となります。節8旅費の費用弁償には会計年度任用職員の通勤手当も含まれております。

節12委託料 健康診査委託料は、妊婦健診に係るもので対象者を90名で見込んでおります。説明の1番下の産後ケア事業委託料は、通所型、宿泊型、訪問型の委託料を計上しております。

節18負担金補助及び交付金の特定不妊治療費補助金は、限度額17万円対象を15件、一般不妊治療限度額5万円対象を10件見込んで計上しております。74ページをお願いいたします。

目6予防接種事業費 節3職員手当等の時間外勤務手当は、高齢者のインフルエンザや肺炎球菌接種に係る業務として計上しております。

節12委託料の個別接種医療機関委託料は、小児用の各種予防接種や高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌、風疹等の医療機関への委託料となります。節18負担金補助及び交付金の定期予防接種費用助成金は、里帰り出産をされて県外でワクチンを接種された方への償還払いで助成する分となります。

目7健康づくり推進事業費です。節1報酬の地域担当医療専門職報酬は、高齢者の保健事業等介護予防の一体的実施における栄養士分の報酬となります。節3職員手当等の時間外勤務手当は、健康づくりの出前講座、糖尿病関係や生活習慣健康21計画、食育推進計画作成の対応に伴う分として計上しております。

会計年度任用職員分の期末勤勉手当もここに計上しております。節4共済費にも会計年度任用職員の社会保険料と共済組合負担金を計上しております。

節7報償費には、心の相談にかかる医師臨床臨床心理士の謝金と口腔ケア健康教育時の謝金を計上しております。75ページをお願いいたします。

節12委託料 健幸ポイント事業事務委託料は、健幸応援券の換金業務をあさぎり町商工会に委託するものです。2つ下の健康21計画食育推進計画委託料とその下の自殺対策計画策定委託料は両計画とも6年ごとに作成している計画で令和6年度が見直しの年となっており、健康21計画は第5次計画で、自殺対策計画は第2次計画となります。

節18負担金補助及び交付金には、食生活改善推進協議会の補助金を計上しております。

目8スマートウェルネスシティ事業費 節3職員手当等の時間外勤務手当は、運動スポーツ習慣化促進事業実行委員会や運動教室運営分として計上しております。

節12委託料の地域おこし協力隊活動支援委託料は、令和6年度より直接雇用から委託に変更することとなりました。

あさぎり商社に雇用してもらうことで商社雇用の協力隊と連携して行えることなどの利点を活用することとなりました。現在健幸運動教室関係では2名の協力隊がおりますが、6年度には1名増の3名体制としてあさぎり商社に委託することとしております。次の運動スポーツ習慣化促進事業は、令和2年度から始めて令和6年度で5年目となります。1期生99名、2期生87名、3期生87名で教室の卒業生となられますが120名程度が継続して自主活動を実施されると見込んでおります。令和5年度の4期生が55名で運動教室参加者の個々の状態に合ったプラン設定やタニタヘルスリンク社に委託して継続して行っています。また6年度の5期生は60名を見込んで教室を開催し、健康づくりのデータ収集し町全体の健康づくりに広げていくように計画しております。またこれに追加の展開としまして運動実績のデジタル化を拡大していくために測定ポイントのか所を増やし気軽に測定できる健幸ポイントを付与し、またポイント交換も現在の商品券に加えデジタルギフトの交換もできるようにし、若い世代の方も運動の習慣化を促進していくように進めていくこととしております。その下の運動指導業務委託は、その運動教室における指導者の指導を委託するものです。76ページをお願いいたします。目9保健センター管理費は、免田岡原保健センターの管理費用です。節10の需用費の電気、ガス、水道代、節12の委託料 電気保安管理業務、清掃点検委託料が主なものとなります。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。それでは教育課所管分を御説明いたします。9ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為です。番号8免田小学校大版プリンター賃借は、令和6年8月から令和11年7月まで賃借契約を予定しておりますので債務負担行為を行うものです。限度額は記載のとおりです。17ページをお願いいたします。歳入になります。1枠目、目5教育費負担金 節1小学校費負担金と節2中学校費負担金の日本スポーツ振興センター負担金は、学校の管理下で起きたけが等の事故に対しての医療費を給付する制度の保護者負担金です。1人当たり保護者負担金は460円です。18ページをお願いいたします。最下段になります。目7教育使用料 節1学校施設使用料は、町内小・中学校の体育施設使用料です。節2教職員住宅使用料は、ALTが入居しております深田地区にあります椿坂及び下里教職員住宅の使用料です。節3生涯学習施設使用料は、須恵文化ホール、せきれい館、上校区公民館、学習センターの使用料です。節4保健体育施設使用料は、町内の体育施設の使用料になります。21ページをお願いいたします。下から2段目です。目8教育費国庫補助金 節1学校施設環境改善交付金は、あさぎり中学校屋内運動場長寿命化改修事業に伴います国からの交付金です。その下節2体育施設費補助金 デジタル田園都市国家構想交付金は、体育施設予約管理システムの更新に伴います交付金となります。25ページをお願いします。1枠目、目8教育費県補助金です。節1教育費補助金 1行目の水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金は、各小学校5年生を対象に水俣を訪問し学習するための補助金です。補助率は2分の1です。その下地域学校共同活動推進費補助金は、中学校3年生を対象として学習支援を行う地域未来塾と保護者への学習機会の効果的な提供の実施のため家庭教育支援員を設置する事業に対する補助金です。補助率は3分の2です。その下中学校英語検定チャレンジ事業補助金は、英語検定を受験する中学校3年生を対象として受験料の3分の1

を県が補助するものです。26ページをお願いいたします。1 枠目、目4 教育費県委託金 節1 教育費委託金 人権啓発活動事業委託金は、免田小学校における人権啓発活動事業人権の花の委託金として県から受け入れるものです。28ページをお願いします。1 枠目の目8 学校教育施設整備基金繰入金は、あさぎり中学校屋内運動場長寿命化駐車場等整備事業の財源として繰り入れるものです。29ページをお願いいたします。1 番下の枠です。3 段目の目3 給食事業収入 節1 学校給食費は給食費を町の歳入として受け入れるものです。令和6年度につきましては、給食費保護者負担分の半額助成を予定しておりますので歳入が減額となっております。目4 雑入です。次のページをお願いします。1 枠目の説明欄の2 行目英会話教室参加料は一般向け英会話教室の参加料です。その4 行下の太陽光発電売電収入は各小学校に設置しておりますソーラーパネルによる売電収入です。中ほどの学校給食センター廃食油引取料は廃油の引取りにかかるもの、その下文化財講座参加料は文化財体験講座の参加料、その下自主事業入場料は令和6年度予定しております須恵文化ホール自主文化事業の入場料になります。31ページをお願いします。下から2 段目、目7 教育債 節1 学校施設整備事業債は、あさぎり中学校屋内運動場長寿命化改修駐車場等整備事業に伴う財源として借入れを行うものです。106ページをお願いします。歳出になります。前年度と比較しましてほぼ変わらない事業につきましては省いて説明をさせていただきます。目1 教育委員会費は、教育委員会の運営費になります。その下目2 事務局費です。教育長、学校教育担当職員、指導主事等の人件費などを計上しております。1 番下の段目3 教育振興費です。節1 報酬は主に医師報酬、次のページをお願いします。説明欄のALT英語サポーター、教育審議員の報酬を計上しております。節10 需用費の修繕料は、電子黒板が購入後7年から8年経過しており故障が増加傾向にありまして増額をしております。108ページをお願いいたします。中ほど節13 使用料及び賃借料は、学校の校務用端末などの関係利用料となり電子黒板のリースが昨年8月で終了しましたので6年度から学校ICT機器リース料分が計上されておられません。1 番下の段節17 備品購入費は、学校で使用しております既存の机がタブレットの配置や教科書ノートの拡大により手狭となっておりますので天板拡張備品を設置するものです。109ページをお願いします。1 枠目の下の段目4 教職員住宅費は、深田地区にあります椿坂及び下里教職員住宅の維持管理費になります。下の枠目1 学校管理費は、町内小学校5校分の管理運営費を計上しております。節1 報酬は、主に学校医報酬、特別支援教育支援員14名分となります。110ページをお願いいたします。中ほど節10 需用費の消耗品費は、小学校が令和6年度が教科書改訂の年となっておりますので増額計上となっております。同じ欄の1 番下修繕料は、主に電波法の改正により非常駐ほう機器取替えにより増額をしております。111ページをお願いいたします。節12 委託料の説明欄の中ほど、植木剪定委託料を増額しております。主な理由としましては町指定の文化財である上小学校のムクノキ、深田小学校のクスノキについて令和5年度樹木診断を行いましたので令和6年度において保全のための業務を委託するものです。中ほどの下節14 工事請負費は、免田小学校のプール補修、須恵小学校の事務室等空調更新工事を計上しております。112ページをお願いします。2 枠目、目1 学校管理費 中学校分になります。あさぎり中学校の管理運営費を計上しております。節1 報酬は、小学校同様主に学校医報酬、特別支援教育支援員5名分を計上しております。節1 報酬 節4 共済費 節8 旅費につきましては、

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして長期休業等を余儀なくされ義務教育最終学年である中学校3年生に基礎学力定着のため、厚い手だてとして令和2年度から学習支援員を配置していましたが、新型コロナウイルス感染症が5類となりまして授業の遅れ等もなく安定した学習環境となりましたことによりまして学習支援員の配置分が減額となっております。113ページをお願いします。中ほどの節12委託料 説明の下から5行目設計委託料は、屋内運動場長寿命化改修工事工事監理業務委託になります。114ページをお願いします。1段目の節14工事請負費は、築40年を経過し、屋根、外壁、内部建具等に破損が見られ老朽化しております中学校屋内運動場の長寿命化改修と駐車場等整備工事分になります。下の段スクールバス運行費は、中学校のスクールバス運行に要する経費を計上しております。115ページをお願いします。目1生涯学習総務費です。社会教育委員会の運営と社会教育担当職員の人件費が主な経費となっております。節18負担金補助及び交付金は、各種社会教育団体への補助金を計上しております。116ページをお願いします。目2公民館費になります。公民館活動や成人式、地域学校共同活動、青少年健全育成、せきれい館の維持管理費等を計上しております。中ほど節7報償費は、生涯学習講座の講師謝金や保護者への学習機会の効果的な提供のため家庭教育支援員の配置等で増額をしております。117ページをお願いします。2段目になります。目3文化財保護費です。節7報償費の文化財調査謝金と節10需用費の消耗品費と食糧費は丸池のリュウキンカ保全対策のため増額計上をしております。118ページをお願いします。節14工事請負費は深田にあります灰塚遺跡維持管理工事になります。通学への落葉、竹のせり出し等が見られましたので樹木の伐採等を行うものです。その下節17備品購入費は、丸池のリュウキンカ保全対策のため環境調査用の備品等を購入するものです。その下節18負担金補助及び交付金は、谷水薬師村道階段取替え工事に伴います補助金となります。次の段目4文化ホール運営費です。須恵文化ホールの維持管理、自主文化事業等の経費を計上しております。令和6年度につきましては、自主文化事業開催のため節10需用費の食糧費、印刷製本費次のページをお願いします。節11役務費の説明欄の1行目広告料 節12委託料の説明欄の1番下の行自主文化事業委託料を新たに追加をしております。自主文化事業の内容としましては演奏会、落語、サンドアート等を予定しております。下の段目5図書館費です。図書館の管理運営に関する経費を計上しております。120ページをお願いします。2段目、目6生涯学習センター事業費です。生涯学習センターの維持管理に係る経費を計上しております。節12委託料の説明欄の4行目設計委託料は、生涯学習センター西棟屋根改修工事に係る設計業務委託料になります。121ページをお願いします。2枠目です。目1保健体育総務費は、スポーツ推進に係る経費及び社会体育職員の人件費等を計上しております。節11役務費のピアノ運搬手数料と節12委託料のピアノ台作成委託料は、免田体育センターグラウンドで開催を予定しておりますNHK夏季循環ラジオ体操の経費となります。122ページをお願いします。2段目、目2体育施設費です。体育施設の維持管理に係る経費を計上しております。1番下の節12委託料 設計委託料は、深田高山体育館トイレ改修工事に伴います設計委託、その下樹木伐採委託料は上総合運動公園付近町有地の樹木伐採委託になります。123ページをお願いします。説明欄の中ほど予約管理システム導入業務委託料は、現在使用しております体育施設予約管理システムが8年は経過しまして不具合が生じた場合修繕が困難なため更新を行

うものです。更新に合わせましてシステム内容等の見直しも行います。節14工事請負費は深田高山体育館トイレ改修工事、B&Gプール事務室の空調更新工事となります。節18負担金補助及び交付金の令和6年能登半島地震災害支援金は、B&G海洋センターが所在する被災されました石川県の3自治体穴水町、志賀町、七尾市へB&G財団から災害支援金の協力依頼がありましたので支援を行うものです。124ページをお願いいたします。目1給食センター運営費です。学校給食センターの運営費になります。節10需用費 説明欄の1番下賄い材料費は、給食費の材料費です。1食単価が小学生が270.82円、中学生が325.22円、基準回数184回で計上しております。125ページをお願いいたします。節14工事請負費は、調理室照明器具、洗浄機用中継ポンプユニット、パストール冷蔵庫の更新工事です。節18負担金補助及び交付金の学校給食費補助金は、特別支援学校在校生やアレルギーにより給食を食べることができない児童生徒の家庭を支援するため給食費を基準とした補助を行うものです。以上で教育課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） はい、各課による説明が終わりましたがけれども追加の説明はございませんでしょうか。よろしいですね。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行ってきます。それで質疑が足りないようであれば一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。それでは最初は税務課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。8番豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 2点のことについてお尋ねをいたします。13ページですね、固定資産税。前年度比較で1,835万1,000円の増額となっております。この中には恐らく太陽光発電も含まれるのではなかろうかというふうに思っていますけれども、脱炭素化の影響かもしれないけれども太陽光発電非常に増えているだろうというふうに思いますけれども、どのくらい増えているのか、推移を説明頂ければと思います。それからあわせてですね、軽自動車税。これにつきましても224万1,000円の前年度比較で増えているということでございますが、これにつきましては高齢化等ですね、普通乗用から軽の自動車のほうに切替えた方も多分多く近隣でも見かけるわけがございますけれどもこの推移につきましても説明頂ければと思います。この2点についてお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） それでは質問2点のうちお答えをさせていただきたいと思います。まず1点目の固定資産税の収入増といいますかこちらにつきましては、12月の議会でも補正をさせていただきましたけれども今回伸びておりますのは今まで以前は徴収率も上がってきておりますので見込額を96としておりましたけれども今回98%が計上をさせて頂いた関係上予算の確保ということで伸びているということになっております。その中で太陽光発電についてのちょっと御質問がございましたけどそちらのほうについては、ちょっと調べないと分かりませんのでまた後日御回答させていただければと思います。続きまして2点につき、2点の軽自動車税の収入増につきましても同じようにですね、今までの徴収見込みを96%と見ておりましたけれども今回徴収率が上がっているということで98%で計上させていただく関係上増額となっていることとなります。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 8番豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） はい。いずれの税につきましても収納率あたりが上がっているというようなことで喜ばしいことではなかろうかというふうに思っております。ただ固定資産税につきましてはですね、大変大きな金額のところの滞納分もありますので繰越し分が9%で計算してあるという話でございましたけれどもこの辺点についてもですね、ぜひ徴収努力をお願いできればというふうに思っています。また軽自動車につきましてもですね、貴重な自主財源の一つでもありますので詳細辺りをですね、できれば分かれば最終日にでも知らせていただければと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） はい、ありがとうございます。詳細につきまして確認してまた最終日でも説明させていただきます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに税務課分についてございますか。はい、3番難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番です。税務課にお尋ねいたします。28ページの歳入のところで1番下ですけれども諸収入。延滞金のところが今回は24万というふうに計上してございました。前回から50%以上ですね、少なく計上してございましたのでその根拠をお伝え頂きたいということ、それから確定申告が先月から始まっておりますけれどもデマンド利用の状況など現在分かっておりますらお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） それではお答えいたします。まず1点目の延滞金につきましては、滞納繰越し分が年々減っておりますのでその関係上延滞金のほうも少しずつ減っておりますので、その関係で今回は50%ということとさせていただきます。また現在申告の相談を受けておりますけれどもデマンド交通の利用につきましては、まだ5年度中はまだ請求が上がってきておりませんので分かりませんが昨年度の件数でいきますと40失礼しました96件の利用がござっております年々増えてきているということとございます。

◎議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、ありがとうございます。滞納が減るということですね、非常によいことですのでその根拠については理解いたしました。また確定申告のデマンド利用ですけれども年々増えているということですね。で申告会場にたまたま行ったときにですね、今回番号札をお持ちの方がございまして呼出しのときに名前ではなくて番号札に変えていただいたんだなということで、町民の方からもですね、良い取組だとおっしゃっておりましたのでこの場をかりてお伝えをしておきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） ありがとうございます。すいません私先ほどデマンド交通を96件と申しましたけど昨年度には46件でしたので申し訳ございません。訂正させていただきます。

◎議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。はい。

◎議長（森岡 勉君） 質疑の途中でございますけれどもここで休憩をしたいと思います。午後は13時30分より再開いたします。

(休憩) 午前 11 時 48 分

(再開) 午後 1 時 30 分

◎議長(森岡 勉君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長(森岡 勉君) 次に町民課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。5番橋本議員。

○議員(5番 橋本 誠君) 5番橋本です。ページですね、72の18負担金補助及び交付金の中で資源有価物回収事業交付金とありますが内訳とですね、今回4月からですね廃プラを収集するというので話は聞いてますが、周知とかそういうもろもろはどうなってるのかちょっとお聞きします。

◎議長(森岡 勉君) 中竹町民課長。

●町民課長(中竹 健次君) はい資源有価物交付金事業について御説明をいたします。資源有価物交付金につきましては、各地区のリサイクル日がございますけれどもその行政区でですね、14品目現在がございますけれどもそれに追加して廃プラスチックを回収していただくものでございます。この金額につきましては前年度実績を参考にですね、見積りをさせていただいております。それと廃プラスチックのですね、回収事業につきましては令和5年10月よりですね旧町村の5地区でですねモデル事業を行いまして実証事業を進めてきておるところなんですけれども、その中でですね、いろいろな課題がございました。その中でですね、その課題を洗い出しましてそこで令和6年の4月からですね、全地区に対しましてプラスチックの分別収集をお願いしているところでございます。現在廃棄物減量等推進員さんのほうにはですねお願いをしましてやり方についてですねお話をしたりとかですね、12月と2月にですね、区長会のほうでプラスチック分別収集についてもですね、回覧等を通じてですねお願いするように回覧のもとになるですね、チラシ等も作成をいたしましてそれを提示してですねお示ししたところでございます。以上です。

◎議長(森岡 勉君) 5番橋本議員。

○議員(5番 橋本 誠君) 5番橋本です。そしたら今の廃プラスチックを入れる入れもんっちゃうのは従来の入れもんと同じのようなものに入れるのですか。それとも何か入れもんが別にあるんですかね。

◎議長(森岡 勉君) 中竹町民課長。

●町民課長(中竹 健次君) はい、お答えします。廃プラスチックのですね回収につきましては、基本的にトン袋、大きな袋ですね1トンぐらい入る袋にですね、お願いするようにしております。地区のほうでですね、持って来てもらうときにはですね各家庭からですね、そのときにはごみ袋等に入れてきていただいてそのリサイクルの日にですね、そのトン袋に入れていただいてですね、業者のほうには収集していただくようになっております。以上です。

◎議長(森岡 勉君) はい、ほかに。3番難波議員。

○議員(3番 難波 文美さん) はい、町民課にお尋ねします。72ページのほうで生ごみの収集運搬委託料などが計上してございました。生ごみの処理委託料と合わせますと約1,300万近くになると思います。毎年これ計上はされてると思うんですけども生ごみのですね、回収の量

というのは、近年どのようなふうに状況的にはどのようなになっているのでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） はい。生ごみの回収状況について御説明をいたします。令和2年分から御説明をいたします。まず家庭系生ごみですけれども令和2年が128トンです。令和3年が131トンです。令和4年が122トンです。続きまして事業系生ごみですけれども令和2年が104トンです。令和3年が115トンです。令和4年が105トンです。家庭系生ごみに関しましては年々減少いたしております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 3番難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、ありがとうございます。家庭のほうは減っていっていることですね、事業者の方には非常にありがたい事業だなというふうには思っておったんですが、家庭でコンポストがある御家庭にいうのは生ごみこれを利用することはまずないんですけれどもやはり若い方のですね定住とか考えたときにどうしても生ごみ処理機をですね、自分たちで購入して使い、使いたいいうか使う方が多いいうんですね。私が数十年前に引っ越してきた時もそれが補助はない、町にはそういう補助はないいうことをお聞きしてまして、いまだにあさぎり町はそれがないわけですけれども高齢者の方もですね、御自宅に畑の中でコンポストされてる方も多いいうんですがやはり高齢になってくるとコンポスト移動するのに穴掘りするのが大変とかですね、なかなか難しいいうことで、毎回このごみ収集の運搬費とかいうのは毎年計上されていくものですけれども自動車の燃料であったりそういうことで委託費がですねどんどん上がっていくんではないかないうふうな懸念を持っておったものですから状況をお尋ねしたところであります。都会などでもですね都会でもできるコンポスト事業というのがよく今はあるそうですので、できれば委託に頼らなくもできるような生ごみのですね処理の仕方というのも町のほうで今後考えていただければいうふうに思いまして今質問させていただいたんですが、町長ではなくてやはり課長から答えていただいたほうがよろしいでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。実は生ごみ処理機につきましてはですね、合併して4、5年、3、4年ぐらいは補助事業があったんですが、申請がなくてですね補助事業がなくなったいう経緯があります。今後ですね、こういったふうに生ごみの処理について非常にまた困難であるいうような状況が声が大きくなりますとですねやはりそういった処理機の助成あたりもまた復活しなければならないかないうふうには考えておりますけれども、現時点ではですねごみ焼却の焼却費にも絡むようなことですのでそういったところで費用対効果等も含めてですね、今後検討していきたいいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 3番難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、ありがとうございます。有機肥料にしてですね、そういう企業、事業者が経済的な循環がよくなるいうのもですね、生ごみをですね堆肥にしてとかそういうことはもう非常に喜ばしいことでもありますので、今後のひとつの考えとしてですねそういうところを思っていただければいうふうに思いましたので質問いたしました。答弁は結構です。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ございませんか。1番小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、お尋ねします。と19ページでございますが、衛生手数料の中の犬登録手数料60頭、狂犬病予防が720頭というふうに先ほど予算の見積りですね。登録実態との割合とかですね。あるいは狂犬病予防注射の注射済みの割合とかそういうのはもちろん正確な数字は難しいと思いますが町の今の実態としてですね、どのように捉えておられるかもしわかれればですね、なかなか難しいことは承知していますがここで申し上げたいのは時々ですね本町であんまりないのかな最近は。飼い犬が他人を噛むと、そういった事故があったりしますよね。そういった場合に狂犬病の予防接種をしてなければ、その何ていうか損害賠償とか慰謝料とか、そういう場面でかなり飼い主が厳しい状況になるようなことも聞いておりますし、それだからというわけじゃないんですけども接種率というのは上げていっていかないかそういった事故の問題もありますので、という認識ですね、ちょっとお尋ねしたいと思っております。よその自治体ではですね新聞報道等で見るとは結構あつておるようでございますから、そういうことでそういった実態を今、担当課として何か把握しておられるものがあつたらちょっとお願いしたいと思います。もし難しかったら結構です。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） はい、お答えします。まずは犬の登録とですね、実際にあさぎり町内にいる犬とのですね乖離なんですけれども、これに関しましては実態調査をいたしておりませんのでちょっと分からないという状況でございます。そして狂犬病のですね接種率の状況なんですけれども令和2年度から申し上げます。令和2年度が92.4%、令和3年度が90.4%、5%、令和4年度が93.3%、令和5年度が現在のところ92%でございます。令和5年度に関しましては、あと1か月、1か月というか3月31日までありますので通知等ですお願いをしまして、もうちょっと接種率のほうを上げていきたいと思っております。またですね、登録していない犬がですね、登録していないというか野良犬等がですね、子供やら人に対してですね食いつい食いつくってというか噛んだりした場合ですね、新聞等でもですね、いろんな問題になって損害賠償責任とかですね、出てきておるところですね私もちょくちょく新聞等で状況を把握してるわけなんですけれどもこれにつきましては犬を飼ってる方ですね責任といたしまして今後ですね、広報紙等で登録されてない犬、狂犬病接種をしていない犬がですね、もし噛みついた場合は当然接種していてもですね、損害賠償請求はですね、個人に対してなされるわけなんですけれども接種をしていない犬に対してはですね、それ相応のですね損害賠償請求の金額になろうかと思っておりますので、広報紙等を通じてですね、接種率向上も含めてですね、啓発を図っていききたいと思います。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。はい13番溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） 今、犬の狂犬病注射の話が出てますが今は定期的といいますか決められた時期でありますがいずれは年間を通して予防注射ができるような体制になるだろうということが、新聞紙上でも出ておりましたが、私が1番心配するのは今さっきお話のように野良犬、野良猫、家庭で猫を飼っておられても野良猫がどんどん寄ってきていつの間にか何倍かに増えているのが現状見られるわけですが、去勢手術ですけれども県は去勢手術の補助を出して

おります。そこのあたりの町民への啓発は啓発っていいですかね、お知らせといいですか。特に野良猫については非常に増えていく可能性がもう大事でありますんで、ここをしっかりと町としても去勢手術辺りをですね推進するって言ったらかわいいのかも分かりませんがもしもしてあげないともう隣近所が迷惑するばかりですよ、現実には。今どのように町民へのお知らせをしておられるのか推進をしておられるのか、お尋ねしたいんですけども。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） はい。野良犬や野良猫についてですね、困っているという御相談がですね、昨年度から頻繁にあっております。町としてはですね野良猫に対してですね捕獲するということはできませんけれども、犬の場合はですね、狂犬病予防法がありますので野良犬を保護してですねそれを一定期間係留いたしまして飼い主があらわれない場合はですね、保健所に引渡しを行っております。野良猫の場合は、保健所も対応はですねその引取りの対応はいたしていません。もし役場に野良猫等の相談があった場合にはですね、まずはですね野良猫が近よらないような方法をお教えしております。また先ほど溝口議員のほうからですねお話があったですね、野良猫に対する避妊去勢の手術の補助なんですけれども、令和5年度はですね、県のほうでいたしておりました。令和6年度からにつきましては6月にですね宇城市のほうに動物愛護センターをですね整備をいたしまして、そこで無料でですね野良猫の去勢や不妊手術をしていただくということを聞いております。無制限にですね受け入れるって言うことがですね、まだできませんので、保健所単位ではですね10頭ほどと聞いております。6年度になりましたら6月からだと思いますけれども、もし御相談があった場合はですね、その熊本県の人吉保健所ここはですね人吉保健所の管轄になりますけれども、人吉保健所のほうに御相談があったら町民の皆様にはお答えしたいと思っております。町としてのですね、補助とか避妊去勢の補助は現在のところは行っておりません。はい、以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい。無料というふうになるということでは大変ありがたい話であります。ただ相談があればじゃなくても現実困っておられる周囲の方々もおられるんで、できれば区長会等でですよ、その辺りもしっかりとお知らせ頂ければ区長さんのほうからでもですね、あるいは区の寄り合いであったり総会であったりいろんなところでその話をさせていただくならば、町民も今度は逆にまた相談がしやすい。そういうふうな形になるんだろうと思うんで待ってるんじゃないんでできれば情報発信を積極的にやっていただければいいかなというふうに思いますがいかがですか。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） はい。先ほど溝口議員のほうからありましたとおりの相談があった場合にお知らせするわけではなくですね、常に困っておられる方がいらっしゃるということをお聞きしてしましたので4月の区長会ではですね、熊本県のほうもまだ6月から始まりますけれども4月の区長会でもですね、猫の避妊去勢の手術が熊本県のほうで6月頃から始まるということでお知らせをしたいと思っております。窓口は、町民課に御相談頂いてそれで人吉保健所のほうにですね、おつなぎするという形をとりたいと思っております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。野良猫につきましてはですね実は町でもちょっと助成を考えてみようかという動きはしたんですけれども、どれが飼い猫かどれが迷い猫か分からない状況でどれを避妊してどれを去勢したか分からないというような状況も考えられるということで、先進地事例を見ますとですね、年間に1世帯1頭分だけの助成とかそういった部分はあるようですけれども、それではなかなかこう迷い猫の対策にはつながらないかなということもあってですねちょっともうちょっと様子を見て進めようということで6年度実施はできなかったわけですけれども。確かに今そういった苦情も多くなってきておりますので、今後対応策についても検討していく必要があるとは感じております。

◎議長（森岡 勉君） ほかになければ、次に生活福祉課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。13番溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） 2点お伺いしますが、昨日もデマンドの話はこちらしましたが、今年6年度は2,000万をいよいよ超えたわけですが利用者が増えたということでの費用が増になったのか、あるいはまたデマンドをタクシーを1台また追加したからとかいろんな理由があると思うんですけれども、今回は基本的な3台から見ればですね、基本的な部分を引くと700万から超えていますね。5年度は250万だということで昨日お話ししましたが、6年度は724万というふうが増えてます。その理由をまずはお伺いしたいと思います。それともう1点。同じ放課後児童クラブの補助金が今回も64ページに記載されております。あさぎり町ですね、放課後児童健全育成事業整備及び運営に関する基準を定める条例というのが定められておましてこれによってこの補助金が支出されるものというふうに思います。当然補助金交付をされる場合は、予算書であったり事業計画であったりそういうものを全て提出をしなければならないというふうになってますが、そこをしっかりとチェックされているだろうと思いますが今あさぎり町の放課後児童クラブが7つありますか、8つか。8つですね。ここのクラブ、全て健全な経営がなされているのかどうかというのをお伺いしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。まずデマンド交通の予算についてですね、今年度が2,000万程度を計上しているところですが増額、昨年度からの増額につきましてはタクシーの利用料金の引上げが7月に予定されているということで初乗り料金からですね、距離についても見直しがされるということでその部分の引上げによるものがこの今回の増額の主な原因というふうになっております。利用者につきましては毎年度6,000人から7,000人程度方が年度内で利用頂いてるわけですが、この利用者数によってその補助額が増えるものではなくてデマンドの交通に使用しますほのぼの号1台の1日の借上料は決まっておりますのでそれによって補助額を積算しているということですが、それから放課後児童クラブにつきましては、8クラブとも現在ですね児童の受入れをしていただきまして運営をしていただいているところですが、健全にちゃんと運営ができてるかどうかという部分につきましては、昨年度ですねこの部分をチェック機能をですねより細かくチェックができるようにということ実績の報告様式等でもですね変更しまして、より細かにチェックができるような様式に変更をしていると

ころでございませう。今現在、まだ実績報告のほうはですね3月が終わりまして4月になってからだということございませうけれども、今現在その運営状況につきましては、どのクラブもですねちゃんと定められた補助金を頂かれまして運営をなされているところではございませうけれども、確かに運営上ですね、児童クラブ子どもたちを受け入れる施設を借入れて施設を借りて運営をされているところにつきましてはその使用料等を別に納める形ですね予算が必要になるということございませうので、その部分が自分で施設を持ってるところと保育所等ですね、そういうところで学童クラブをされ受けておられるところについては、その使用料的なものは発生しないものでございませうけれどもその受け入れる施設を借入れられているところにつきましては、その部分の支出がですね出てくるっていうことだと思っております。運営自体は、頂かれた補助金の中できちんとやっただけしているものと思っております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 13番溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい、デマンドについては、はい理由が分かりました。はい。令和5年度が8,500人の予定がなされておりますからね。今からまだまだ増えるんだろうと、また増えてほしいわけですね。今回も免許返納の方たちのために100万以上の予算を組んでデマンドを利用してくださいと、という話をしてあるわけですからこれから増えるということはもう確実に増えていくわけですね。だろうと私は思います。昨日話したように基本的な部分ですね、基本的な部分っていうのが6万円ですよ。1日の6万円がタクシー借上げの3台分が2万円ですから6万円分の要は244日、そこを計算して今言われるようにタクシー料金の部分を新たに補助をするわけですからそのバランスを昨日も話したようにシミュレーションをしっかりと作っただけ、そこ、こちらのほうが新たな補助金のほうがどンドンどンドン膨らんでいくようであればですよ。昨日も言ったように1台もあと2万円を追加して、8万円をやったほうが得な町としては財政的に私は得になるんだろうというふうにも思います。その辺はやっぱりいつの時点かしっかりと積算をしてお知らせを頂きたいというふうにも思います。それと今の放課後児童クラブの問題ですけども今健全な育成されているということでありました。こ、第3者これはチェックするということが言われてますね。第3者のチェックといいますかね。新たに通達が出来てませんか。放課後児童クラブの第3者評価基準ガイドラインというのがあって、しっかりとこのチェックをなささいというのが指針として出されて通達が出来てるだろうと私は思うんですが、そういったことがなされているのかどうかということと前回のいついつぞやのですね、インスタグラムであるところの学童クラブがお金がない。自分で屋根を補修したと雨漏りをですね。そして記事が載せられて町も議会も何もしてくれなくて。そういうことが下にコメントをつけて発信されておりました。今言われたように健全に運営されているんだしたらそういう状況にはならんだろうと私は思うんですけども、しっかりと町村はですよ、このように補助金を出してやるわけですからそういう情報が発信されたら確認はされてるんですか。町としても議会としても非常に不名誉な話ですよ。それを見た人たちは何ぼしとっとやろかって書いてあったでしょ、あさぎり町。これについてももう少し積極的な関わりを持って私はやるべきだと。ちゃんとしてそういうふうにも書いてあります。もう少し連携をして、子どもの育成ですからね。子どもの放課後児童クラブ運営指針、こういうものが出されてこれを見てももう少し積極的に関わり合って何でそう

いうふうになってるんだという話をやっぱりするべきだろうと思うんです。そしてもうひとつ教育長にお尋ねしますが、放課後児童対策パッケージが出ております。その中にはですね、放課後児童クラブに対しては市町村の運営委員会等が設置されていると。これは設置ですし、しなければならぬ話だろうと思うんですけれどもその中で総合教育会議の活用によって総合的な放課後児童対策の検討をなさいます。これがなされておりますけれども、総合教育会議では先般なされ会議がなされておりますけれども、どのような会議になっているのでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） はい、蓑田生活課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。まず先ほど溝口議員から第三者によるですね、評価といえますか、を行うため、通達につきましては、すいません今はまだ確認がとれておりませんのでこちらのほうで再度確認を行いたいと思っております。それから議員おっしゃいました、ある学童クラブのSNSの発信につきましては、私たちも確認をしているところでございますがそこをとのいろいろなですね協議につきましては、もう何度も協議をさせていただいてるところで現在これを言うともうどこの学童さんっていうのは分かってしましますが、プレハブですね、簡易のプレハブによる学童クラブの運営をなされておまして、耐震性もなく先ほどお話があったとおり雨漏りもしてるっていうところで生涯学習センターをですね、利用していただくように何度もこちらからもお話をさせていただいてるところで、会長さんとお話した際には6年4月にはそちらのほうに移りたいというお話をされていたと私は記憶をしているところでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） それではですね、あさぎり町の総合教育会議について説明したいと思います。総合教育会議は、主として町長部局のほうで企画運営をします。そして協議事項について教育委員会のほうから報告とあるいは説明という形になります。内容としましては、先日教育行政で報告しましたように教育大綱についてそれから学校規模等適正化について、今後の児童生徒への経済的支援について、中学校部活動を地域移行について、その内容につきまして町長と教育委員による意見交換をしておるところでございます。内容は以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかに。11番皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい11番です。68ページにですね、救護施設の賄材料費が掲げてあります。そこに納入業者が、あさぎり町の納入業者が何名入っておられるかお尋ねいたします。

◎議長（森岡 勉君） 早田課長補佐。

●生活福祉課長補佐（早田 愛一郎君） はい。ただいまの質問にお答えいたします。基本的にあさぎり町の管内の業者に頼んでいるところですがけれども大まかなところで野菜とかですねそういう食材じゃなくて副菜のほうですね、に関してはあさぎり食品組合というのがありますのでそこに大まかなところで大体6割強頼んでいると思います。細々したところはですね、球磨酪農さんとかパン屋さんとかにつきましては町内のパン屋さん、みずき園さんもいらっしゃいますのでそちらのほうにも頼んでおります。あと調味料とかにつきましてはAコープさん、魚類については2つほどありますので2業者さんに頼んでおります。肉に関しても1業者というところで頼んで

いるところ。一応大まかなところではそれですけれどもあと加工品缶詰類ですね、それに関しては業者大きいところがありますので安く仕入れるというところで2業者ほど頼んでいるところ。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 11番皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい分かりました。やはり半分以上があさぎり町の納入業者というように理解できました。そこです、やはり救護施設の在り方検討会もなされておりますのでどうかですね仕入れとかの業者もですね、継続して在り方検討委員会でもですね、継続して納入していただくようにですね私お願いしたいんです。で、それをなぜ言うかと申しますとある業者の方がですね、ある施設に納入をしていた野菜とかをですね。そしたら突然給食がなくなって売上げがなくなったというような、もう本当に寂しい気持ちでですね、もう生活はどうしていいかというようなことをお話しされましたのでそういうことがないようにですね、私もくれぐれもやはり救護施設についてはですね、納入している業者にですね、頑張ってもらいたいなそう思いますので、検討会でもいい方向に御検討頂ければと思います。

◎議長（森岡 勉君） 早田課長補佐。

●生活福祉課長補佐（早田 愛一郎君） はい議員言われるとおり町内の業者をですね中心にということで考えております。しかし物価も高騰してまいりましてですね、なかなか材料もいろいろ考えながら栄養士のほうも考えておりますのでその辺も考慮しながら検討していきたいと思えます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。いいですね。

◎議長（森岡 勉君） 次に高齢福祉課分についての質疑を行います。なお議案第61号あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、議案第75号特別会計の際にお願い申し上げます。それでは質疑ございませんか。2番岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 2番岩本です。ページで59ページですね。その老人福祉費の中の老人クラブ補助金で190万円が計上されてます。実はですね、老人クラブそれぞれあって各地区でいろんな活動をされておると思えます。サークル活動とか健康づくりとかですね。特に健康づくりが多いと思うんですけど実は3月5日に合併20周年イベントでポッポ館のほうでeスポーツのイベントが行われております。この中でeスポーツ600人ほど参加されて盛況だったんで、私も参加してみましたが子供たちがほとんどで盛況だったんですけどその中でですね何を言いかって言うところの老人クラブの健康づくりの中でこのeスポーツを利用したですね、健康づくりができると思うんですけどそれが老人クラブ活動と行政の関わり方ですね。今からどういうふうになれば老人クラブの中で例えば出張してeスポーツをすることによって健康づくりができるというやり方です。で行政がこれから先eスポーツを使った介護とか介護予防とか認知症認知対策に対してどのようなそういう団体との関わり方を持っておるのかというのをまずお聞かせ頂ければと思います。

◎議長（森岡 勉君） 中野デジタル審議監。

●デジタル政策審議監（中野 裕登君） はいお答えいたします。今議員1点ちょっとイベントの実施日について3月5日と御発言されたんですけども正しくは3月3日のほうにはいいイベント

を実施させていただいているところでございます。イベントの中でもですね講師を招きして高齢者eスポーツの可能性というところで講演を頂きまして非常に御高齢の方々にスポーツに触れていただくことの意義というところについては、行政としても認識をしているところでございます。特に県内の自治体の中でもですね、高齢者の方のコミュニティにおいて定期的にeスポーツに係るイベントと申しますか取組を開催して地域の盛り上がりを推進しているような自治体もあるやに聞いております。そういったところの事例をさらに研究させていただいた上で町内の老人クラブの方々の受け止め等も聞きながらですね、もし実施可能であればその辺りも前向きに検討するような、まずはちょっと考えるところから始めていきたいなと思っております。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい御質問頂いておりました老人クラブの補助金でございますが、190万円予算計上しておりますが、今現在は老人クラブにおかれましてはまず大きいのが単位老人クラブの活動費が最も多くなっていると思っておりますが、そのほかクラブ全体としてグラウンドゴルフ大会でありますとか各種研修会等に有効に御活用頂いていると認識しております。現時点ではですね、私どももまだ老人クラブにおけるeスポーツの取組につきましてはまだ想定ができておりませんが、先ほど審議監のほうからもお話もありましたとおり現在非常に注目されている分野でもございますので、また今後またしっかりと検討していきたいと考えております。また老人クラブとですね、各区のサロン等もでございます対象としましてはですね、活動頂く対象としましてはサロン等もでございますので、そういったところでどのような活動ができるのか、また町としてですね御支援ができるのか、そういったところをこれから検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 2番岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 自治体によってはですね老人センター、大きなセンターになるんですけどそういうところでeスポーツを導入してそこにいられていろんなゲーム等を通じてですね健康づくりやってるといふところもあります。ただ希望が大きい場合はそれでいいんですけど中々その自治体がですねこのeスポーツのサロンとかの経営をやるっていうのは小さな自治体じゃ難しいんじゃないかなと思っております。広域にわたってそういうことができるのはまだ別なんでしょうけど、ただ先ほど言った老人クラブとかにそういうNPO団体があるんだったらですねその人たちにNPOとかそういう団体のスポーツ団体の方が出張してそういうeスポーツのよさをアピールできる場があるんだったら、そういう老人クラブ等に出張してもらってeスポーツのよさを分かってもらった上でそれからその自治体が例えば民間でやるのか、それとも行政のほうでやるのかっていうのはそれから考えていいんですけど、とにかく具体的にちょっとこう動いていってですね、できればそういうよさを今から動いていって具体的にアクションを起こしていただければ、そのよさが分かってくると思うんでぜひそういうところを進めていきたい、いっていただければなと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 中野デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（中野 裕登君） はい、お答えいたします。議員おっしゃるとおりこのeスポーツに関する事業を誰が主体となって進めていくべきかというところは、実はまさにその3

月3日のイベントの中でステージのほうで私と講師の熊日上田さんという方とでクロストークをさせていただいた時にもですね一つテーマとしてお話をさせていただきました。やはり理想としてはやはり民間の活力で持続的に継続されることが望ましいというところはあるんですけどもその継続を民間の活力でしていただくためにはやはりビジネスになるということが一つ条件として上がってくるというところがございますので、今回のイベントの趣旨としても実は少しそういったところの狙いもあったんですが、あさぎり町においてそういったeスポーツを活用することについての受け止め、前向きの受け止めと申しますかニーズがあるのかどうか、その辺りをですね、ひとまずその行政のほうで明らかにしてみるというところもあるのではないかなと思っておりますので、まず民間が先か行政が先かというところの選互はあるかなと思いますけれども行政としてもそのニーズの掘り起こし、顕在化、その辺りには尽力をしてまいりたいと考えているところがございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。4番加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 4番です。59ページ運転免許証自主返納の方の支援事業ということでデマンド1年間無料っていうのが先ほどからデマンドの件で出ておりますが、これはあくまでも令和6年度に返還された方に限定されるということでしょうか。その場合にこの100万8,000円というね、金額っていうのが、何人ぐらいの方が返納されて何回ぐらい利用されてるっていうのを想定された金額の分でしょうか。根拠をお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい。運転免許証返納者の支援事業としまして今回計上させていただいてますが、ここ近年の免許証返納者の返納者数といいますのが多良木警察署のほうのから提供で頂いております数字で50名から70名ほどございます。今回は一応その多いほうの70名で積算をしております、今回の予算の積算としましたら月4回の48回分の70名ということで積算をしております。月4回と言いましても通常でしたら1日にですね、もう行き帰りでも2回御利用になるということがございますのでそういったことからしますとそんなに根拠としてはですね、十分な数字ではないかもしれませんが現時点では中々御利用の状況を把握予測することも非常に難しゅうございましたのでそういったことで積算をしております。ひとつの基としましては、今現在デマンド交通の登録者の方が、60歳以上ですね登録者が818名おられまして、年間の60歳以上ですね乗車人数は6,940人ということがございます。そういったことで1人当たりしますと8.5回ということで数字だけ見ますとですね、そんなにその多い数字ではございませんでしたがそのような数字となっております。それからしますと48回というのは、それなりに対応可能な回数かなというふうに考えておるところでございます。根拠としましては以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 4番加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。常任委員会でも御説明は頂いたということでしたがちょっと今回再確認でお尋ねしました。と申しますのが、これを免許証を返した後足がない、足がないという表現はいけませんね。交通手段がないというお悩みの方が非常に多い中でこういう取組をすることで安心して運転免許証が返せる方が増えるっていうことにつながれば1番いい取

組だと思えます。もう一つ心配なのがこういうのがあるのを知らずにもう私返したんだけど令和5年度までに返した人には何もないのという声も聞こえてきそうでしたので、その点についての御配慮という部分はございますでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい、今回の事業始めるにあたりまして非常に難しいなと思ったらやっぱそういったところですね、いつをもって施行するかということでございまして。いずれの自治体を見ましてもやはりいずれかの時点でスタートする、せざるを得ないといった状況の中でこういった同様の事業をされているようでございます。そういったことで今回はですね、4月1日施行ということで計画しております。年度途中でですね、例えば10月とか10月1日に施行しますとかいった場合には4月いっぱい適用といったことも想定をされるかと思いますが、今回のもし今回ですね、認めていただきましたら4月1日からということになりますのでそれをまたその半年とか1年とかまたどこまで遡るかという非常にもう悩ましいことになってしまいますので、1番ちょっと頭の痛いところでございますが、4月1日、施行は4月1日適用ということで現時点では考えておるところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 4番加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。確かにどこで区切りかっているところが難しい部分ではありますが、最初に言いましたようにこれを機会に早めに返納しようという方が増えるほうにつながるような広報とかでもお知らせ頂けると思いますが、是非ちょっとプラスの言葉がたくさんあるようなお知らせでお伝え頂ければと思います。以上です。

◎議長（森岡 勉君） はい、林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい、ありがとうございます。今回の予算のほうも議決を頂きましたならばその点も含めましてしっかりと周知させていただきたいと考えております。ありがとうございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。3番難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番です。1点だけお尋ねします。19ページにございました国庫負担金でですね民生費国庫負担金、老人福祉費負担金の中の低所得者保険料軽減負担金というものがございます。第1号から第3号に該当する方への保険料負担ということで御説明がございましたが町民の中の第1号から第3号のに該当される人数というのは分かるのでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 尾方課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（尾方 圭君） はい、お答えします。予算要求の段階になりますが、第1段階が739名、第2段階が626名、第3段階が490名の計1,855名となります。

◎議長（森岡 勉君） よろしいですか。ほかにありませんか。ないですね。

◎議長（森岡 勉君） 質疑の途中ですがここで10分間休憩いたします。

（休憩）午後 2時28分

（再開）午後 2時37分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（森岡 勉君） 次に健康推進課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。2番岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） はい。2番岩本です。ページが75ページです。スマートウェルネスシティ事業費の中で今回3,464万4,000円ですね、地域おこし協力隊の1人が増えたということもありますけど実績としては5年間行ってきたということなんで、これに対する効果ですね、費用対効果っていうかそういうものをお聞きしたいんですけど。これが数値的にちゃんと出るもんかどうかは分からないんですけど出るもんであればですね、それもお示し頂ければと思います、以上です。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。健幸運動教室に伴います効果ということで手持ちのデータでお示ししたいと思います。これは令和2年度からの実施でございますので令和2年度のデータでございますが、健幸運動教室に参加された方と参加されなかった方の国保と後期の方の医療費でございますが、参加された方の年間の医療費が平均で17万8,000円と出ております。されなかった方が24万4,000円ということで平均でございますが6万6,000円の医療費の削減が見られているということでございます。で近年のですね、データについては分析はまだ行っておりませんので時期を見てその医療費の効果の分についてどれぐらいかというのはまだお示しできるようになりましたから公開させていただきたいと思います。あわせて費用ではあれでございますが運動習慣をがある方とない方というのも分析を行っております。これはやはり40代以上の方でございますが、1人当たり医療費で運動習慣のある方が30万2,000円に対してない方については36万というデータも出ております。それから主観的なあれでございますが歩行速度歩く速度が早い方と遅い方というのも出してございまして早く歩いてる方につきますと27万4,000円、遅く歩いてるなという方が39万5,000円というデータも出ております。それから先ほどの高齢福祉課のほうでありますいきいきサロンとかいきいき100歳サロンとかありましたがこちらのほうにもですね、参加されてる方と参加されてない方の医療費を出しておりますが、参加されている方については49万4,000円、参加されてない方が66万7,000円というふうなデータが出ております。はい、以上手持ち資料でございますが費用対効果といえますかデータについては以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 2番岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） はい、ありがとうございます。はっきりしてますよね、健幸教室に通ってる方の医療費がない方と比べてそうですね、もう本当すごい数字になってますよね。7万、6万ぐらいですかね。当然これを進めていく方向で行政側も考えられていると思うんですけど今現在のところ場所が温泉センター、温泉のそこですね。1箇所ですと聞かれます。ただ他のの所でもやっていると聞いてますけどその辺の状況はどうでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、運動教室を卒業されました方が自主活動でそのまま教室の所を使ってされてらっしゃる方もおられますが、岡原失礼いたしました。深田のせきれい館と

か岡原の保健センターのほうでですね、そこで講師の方を自主的に自分参加費を出して講師の方をお願いしてのその運動教室の継続をされているという体制を今されているところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 2番岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 自主的にこうされてるぐらい健康に今物すごく気をつけてるということなんで、できればですねもう5年もたってるもんですからせきれい館にしても保健センターにしてもですね、やっぱりそういう器具を入れてもらってですね、このデジタル田園国家の国庫支出金、国庫補助金ですかね、これもうどのぐらい活用できる、もらえるのか分からないですけど補助ですね、そういったものも増やしてもらって本当に医療費が削減できるのであればですね是非それはどんだんやっであさぎり町全体でそうやって目指していくもんであるもんですから、是非そこを町長も是非その考えを持ってもらって、この事業は本当に進めていくべき事業じゃないかなと思ってますけど。最後に町長の考えを聞きたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。やはり今全国的に人口減少、少子高齢化というものが喫緊の課題になっておりますが、こういう健康寿命を延ばすということも急激な人口減少の緩和策の一つになるんじゃないかなというふうには感じておりますので、ますます盛り上がるように努めていきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。ないですね。はい、1番小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい2点お願いいたします。まず76ページでございますが、保健センター管理費の中で先ほど御説明ですねこの対象が免田保健センターと岡原保健センターという御説明頂きました。その時私ほんと単純に岡原保健センターもまだ保健センターだったんだってちょっと私の認識不足で確認しました確かに条例上、保健センターとなっております。ちょっと以前ですね私の勘違いであれば大変申し訳ないですが保健センター、免田の保健センターに集約するという保健センター業務はですね、というふうな説明を受けた記憶がちょっとあったもんですから、ただ例規上は岡原保健センターが残っておるということで確認したいのは岡原の保健センターを保健センターとしてですよ、本来のと申しますか、そういうまだ利活用されておられるのかどうかそれも単純に現状確認でございますがお願いしたいと思います。それからもう1点でございますが74ページでございます。予防接種事業費で、先ほど健康寿命の話が町長のほう先ほどの件でですねお話ございましたが、これ私ちょっと常々以前から思ってたのがですね、肺炎球菌ワクチン、65歳。私も2年ほど前お知らせを頂いて打ちました。それであれが中々肺炎がトータル的にはですね、正確な数字は把握してませんがかなりの死亡要因であったりあるいは疾病、高齢者の疾病の中でですね、肺炎というのはかなり大きなウエートを占めていると。その時にこの肺炎球菌ワクチンのは非常に効果が高いというような話で、ただ5年に一遍ぐらい打っていかないと中々難しいよということでは5年に一遍ですか、ずっと補助をするというふうなところもあるようでございます。先ほどのさっき言いました健康寿命あるいは医療費の削減等含めてですね、これ私正確に数字的な根拠を持ってわけじゃないんですが、肺炎球菌ワクチンによつての医療費削減効果というのはですね、ざっとしたいろんなのあれ見ますとかなりあるというふう聞いておることもありますし、是非これすぐすぐどうかは別として

科学的な根拠も含めてですね検討頂いて、肺炎球菌ワクチンの5年ごとの接種。もう補助100、10割とは言わなくてもですね。ほいでそれをそれをする事によってその接種していただく方を増やす。闇雲に補助しろということじゃなくてですね、結果的に医療費削減につながるんじゃないかなというようなことをこれ私以前からちょっと思っておりましたので今日はそういうお考えがないかどうかの確認をしたいのが1点とあわせて带状疱疹ワクチンこれもかなりいろいろやっております。ということで今回の当初予算は当然のっておりませんし当然と申しますかのってないわけでありまして、今回の総合計画を別途見回してもそういうのはちょっと私気づかなかったもんですから、この機会にちょっとその付近の今後の考え方すぐすぐするかどうか別としてですね、検討の余地がないものかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。まず1点目でございます。岡原保健センターでございますが他の保健センターの活用実績としましては、健康推進課では料理健康の料理教室ですか、ということでそのほうの活用はございますが、保健センターとしての課としての利用自体の実績はございません。はい、と将来的には集約するというのは掲げてございますが、まだそのそれをいつにするかというのはまだ明確化していないところでございます。2点目の肺炎球菌ワクチンについては、はい継続的な補助については現段階で検討しておりません。ただ、議員が申されましたとおり医療費の削減効果、これについてはちょっと手持ちはまだ調べておりませんのでそういう効果も調べた上で継続的な補助が必要ということが見えたらですねその分もやはり検討すべきかなと思ったところでございます。それから带状疱疹ワクチンにつきましてはこれ製薬会社とかからもですねいろいろ回ってきておまして、各単独で補助をしている市町村もあるようでございます。どれだけの市町村がやってるかというデータ収集はしておりませんが、実際にやっている町村もございますのでこの必要性はあるのかなとは考えていたところでございます。ただこれにつきましても段階的いつからどのようにというのはまだ具体的な計画といえますか、はないところでございますがこれも必要なワクチンかなあという私的には思っておりますので、やはり課で帰らしてですね、全体的な全国的なものも調べて、その接種についての補助等についてはまだ検討し、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。ないですね。

◎議長（森岡 勉君） 最後に教育課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。12番小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 2点ほどお伺いしたいと思います。1点は100ページ120ページの図書館の項目でございます。ここはですね令和3年から熊本県立図書館と連携しましてライブラリーよりインターネットで本の予約を貸付けができるようになっておりますけど、この今の利用状況をちょっとお伺いしたいこととそれからここに申し込むにはやはりスマートフォンかパソコンからということでございますけど、これを使えない要するにデジタルデバイスで使えない方にとってはこれはもう貸出し、借り入れることはできないんですけど、これに対して図書司書がおられましてレファレンスサービスといえますかそのいろんな要望にこたえるようなサービスが現在なされているかが1点でございます。それからもう1点はこれはページ12

5 ページの給食の調理配送でございますけどこの件に関しまして、韓国あたりではもう地産地消が当たり前でそれにまた有機の農産物を使っているということを聞きますけど、当あさぎりの給食センターにおいての地産地消といいますか、どれだけ地元の物を使って調理されているか。それからその中に有機農産物といいますかそれはどれぐらい購入されているか。その辺分かれば教えていただきたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。まず1点目の県立図書館の本の貸出しの件でございますけれども、令和3年の中ほどから始まった事業をということですね、現在令和4年の実績が出てるところですけれどもちょっと今日資料を持ち合わせておりませんので、後日利用状況等について御報告したいと思います。その貸出しには、パソコンとかスマホでの申請が当然必要になってくるわけですけれども生涯学習センターの図書館のほうには図書司書を1名配置しておりますので、そういった本の貸出しを利用される方につきましては、アドバイス・サービス等を行えるところでもあります。

◎議長（森岡 勉君） 樫木課長補佐。

●教育課長補佐（樫木 寿礼君） はい、有機農作物等の利用についてお答えいたします。今現在のところお米につきましては、あさぎり町産米を全て使っているという状態でございます。で、それ以外では養鶏場とかからの卵ですね、卵として入る分については地元のものを使えるというものでございます。野菜等につきましても地元の15業者あさぎり町いらっしゃいますので指定業者さんたちが入れてくださってるんですけども、ただしこれは完全に地元というわけではなく市場等からの仕入れになりますのでそういう状況でございます。で、有機物といいますか有機農法での栽培物、これも給食センター内でも協議を何回かしてみたことがあるんですけどもどうしても数量の確保が難しいということです。そのため今のところ実際に有機物、有機農法での品物を使ってるような事例はなく頂き物等で学校でつくられたものですね、そういったものは頂いて学校の給食に使ったりはありますけれども実情ではそういった状況でございます。説明以上です。

◎議長（森岡 勉君） 12番小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 図書館のことはおおまか分かりましたけどやはり知的な要するに地方をつくるためにはその情報をですね、都会との偏在をなくすためにこれ熊本県立図書館で非常に新たな取組で歓迎するところなんですけど、1番大きい国立国会図書館あたりも図書館向けのデジタル化資料送信サービスというのを公共図書館と大学図書館等に行うようになっておりますけど、これについての取組も前も1回質問したことがあるんですけど、今後その後どういうふうになっているかをちょっとお答え願いたいこととそれからパソコンが図書館にございますけど単純に要するにパソコンの何ていうかスキルを上げるために図書館を使うというような、要するにデジタルデバイドの解消に向けた取組が図書館でできれば結構図書館の利用率も上がるんではなかろうかということがちょっと考えられますのでそれについての考えを伺いたいと思います。そしてもう一つ給食に関してでございますけど、有機農産物等を使っていく場合に今後給食無償化の話がどんどん出てくるわけで有機農業農産物は割高でございます、無償化の場合に割

安のなんていいですか安い食材を求めるような傾向があると子供の食育に関しては逆行でございますのでそれについて給食の無償化を公約されている町長は、その辺についてどういうふうに今考えておられるか。その食材費が、少し上がっても無償化でいくか、国も大体そういう方向にはございますけどその辺の絡みですね、国との絡みもありますけどそれについてはどうお考えかについてお尋ねいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。まず国立図書館との本の貸出し、送信サービスを利用しての本の貸出しということでもありますけれども確かに国となりますと蔵書数もありまして本の種類も豊富にあると思います。現在県のほうを4年度から始めたわけですので、ちょっと県のほうの確かに現在4年度5年度も伸びておりますので、そういった状況も確認しながらまた国のほうの本の貸出しもですね、有効に活用できるのであれば考えてまいりたいと思います。もう1点です。パソコンのスキルということですが現在図書館のほうに1台パソコンを設置しておりますけれども、主に情報収集とか子供たちが調べ物に利用されたりとか、そういったことで活用されております。台数のこともありますけれどもそういったスキルの向上に使えるようなことがありましたらですね、そういった部分も考えていかなければいけないのかなと思います。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい。給食無償化をした場合ですね、当然給食の栄養分というものは数値化されているものとありますので当然今提供している給食とは遜色のない内容で継続していくということで考えてます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに。はい12番小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 図書館でございますけどさっきの国会国立図書館の利用につきましては本と言うよりデータとか資料とか、そういう絶版、通常絶版されている本とかもそこには貯蔵してございますので、そういうやはり地方ではとても入手できないような情報等を入手する際には非常に有効な手段だということで過去にその図書館に出向いたときにそういう話を聞きましたのでこういう話をしておりますけど、是非ともそういうことに進めていただければと思います。そして出来ればパソコンの台数も増やしてですね、そのパソコンの練習に来ませんか図書館に誘い込んで本も買っていただくようなやっぱりそういう場所としての図書館の利用も考えられるんですけど、それに対しては図書館法の制約とかがございますですかね。その辺のことがなければそういうふうな利活用のほうが中々私たちも図書館には行きませんが、スマホとかデジタルパソコンの勉強もできるということであればちょっと出て行く人が多いのではなかろうかと思っておりますので、それについてはいかがでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。パソコンに関しましては台数の規制等はですねちょっと確認はできませんが恐らくそういった規制はないかと思っております。いろいろな図書館に利用される方を増やすためにはですね、有効な手段を教育課のほうでも検討しまして是非図書館の利用者数を増やしてまいりたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑はございませんか。11番皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。11番です。学校給食のですね、審議委員会等がなされておりますけども、熊本県じゃないんですけども痛ましい事故が発生しております。うずらの卵というようなことでありましたけどもあさぎり町としてですね、そういう何か検討をされた事例がありましたらお示し頂きたいと思えます。

◎議長（森岡 勉君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、では失礼します。本当にですね食材で痛ましい事故が起きておりますが、もう直ちに管理者にそういう食材を食べる時の注意ということで話をいたしました。もうきちんとかんで食べると。これは学校だけではなくて家庭でも起こりうるというようなことも話をしております。しっかり嚙んで食べるように指導してくださいという話をしておるところです。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。10番永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） はい10番です。ページは117ページ。文化財保護費のことについてを御質問いたします。丸池のリュウキンカですね、これまでもですね再三質問多分出てると思えますけども今年度今の状況を見ていただいてこれからですね、今の状況から何といえますかリュウキンカの花を復活させるためにどういう手だてが考えられているのかお尋ねをいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はいリュウキンカにつきましては、令和2年度から減少傾向にあるということで町民の皆様にも御心配をおかけしているところですが、その後NPのNPの方を調査員に任命いたしまして現在調査研究を行っていただいているところです。先日も3月2日でしたか町民の方にも呼びかけましてワークショップを行ったところです。40名を超えるぐらいの方がお集まり頂いたんですけども、大変その当時のですね、調査員の方も私たちも知らないようなですね、御意見といいますか、その時代のことをたくさんお知らせ頂いて調査員の方にも大変有効な情報を得たというお話を頂きました。今後はですね、その話の中でもあったんですけどリュウキンカが生息してる場所が湿地でして、リュウキンカに限らず貴重な植物が大変たくさんあると。そういったものも含めて保存をしていかなければならないんじゃないだろうかというお話も頂いた頂きました。教育課としましては、当然寺池のリュウキンカとして守っていくこと、また町の花でもありますので丸池のリュウキンカです。失礼しました。はい。丸池のリュウキンカとして守っていくことまた町の花でもありますので町民の皆様に親しんでもらうためにどう活用していくかということもあわせて考えていきたいという協議をしております。令和6年度につきましては、排水ですね水を排水を利用しての水を引き込むこと。また除草作業を町民の方と一緒にですね、ワークショップ形式で行うことなどを予定しておりますのですぐすぐに一斉に咲き誇るといったことはないと思えますけれども時間を少し頂いてですね、リュウキンカをまたあそこにしっかり咲くようにですね検討していきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 10番永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） はいそうですね、本当にそうしていただきたいと思っております。実は今でもですねもう2月ぐらいからだったんですけどもしょっちゅうあそこに見にこれ

ます。1回ですね、ちょっと電話したこともあるんですけども。皆さんがやっぱりがっかりされてですね、どこにあるんですか、数年前まではもうよく咲いてましたよねというような話はもうずっと聞いて、本当にグループ単位それから家族でこられたりですね、本当に楽しみで来られる人たちが本当に多く来られますので、とにかくですね今のところじゃ本当に残念でなりません。まず湿地がですね今はもう湿地じゃないような土自体がですね固くなって雨が降った時だけですね水が溜まるのは。ちょっと晴れた日が続きますとほとんどもう水もたまってません。そういったところから根本的なところから始め始まるのかなあというような感じはしますけども、大変難しい問題かなと思いますけども教育課本当にこの文化財としてですね、元のリュウキンカに、が咲くように願うところがございます。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい調査員の方とも協力しながらですね、町の花リュウキンカをですね、しっかりと再生させていきたいと考えております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに。3番難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番です。教育課に質問いたします。109ページと111ページ112ページまでなんですけど、各小学校と中学校に特別支援、教育支援員の配置がございます。その人数について伺いたいのと、あと今年は学習支援員というものがないというふうに私の聞き違いかと思いましたのでちょっとその確認をしたいと思います。それから全学調の結果を受けてですね、どのように感じていらっしゃるのかお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、1つ目の御質問ですけれども現在特別支援教育支援員 小学校5校に14名、中学校に5名計の19名を配置しているところです。学習支援につきましては、御説明しましたとおりコロナ禍が5類コロナ感染症が5類になりまして学習環境も安定してきたというところで今回は一旦学習支援員の予算は計上しておりません。

◎議長（森岡 勉君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、県学力学習状況調査の件でございますが、学調と呼んでますが、これにつきましては県の実施要綱に沿って実施しております。現在、小・中学校では、その結果の結果を分析してそして次への取組というところで取り組んでおるところでございますが、状況・結果等については、各学校ごとに数字ではなくて文章で知らせると保護者にですね。教育委員会としては、全体的なものは学校長のほうに示しておりますのでそのところ止まりでいきたいというふうに教育委員会とはとしては思っております。それから i チェックといいまして、学習状況調査ですね、これもいろいろデータとして出ますのでそれを基にして各学校で分析して、それで各家庭に周知して周知するというようなところで取り組んでおるところでございます。私もこの結果についてはですね、全体では中々どこまで報告していいのかというのは非常に難しいところがございますが、各小・中学校長には、経年比昨年度とどれぐらいこう子供たちが頑張ったかっていうのも私は大事なところの一つと思っていますので、そういうところも評価をお願いしますというところをお願いしておるところでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 3番難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、ありがとうございました。特別支援の支援員の数については承知しました。学習支援員自体がですね状況が落ちついているから計上はしてないということなんですけれども支援員さんは現在いらっしゃるのでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。令和5年度につきましては4名の配置をあさぎり中学校のほうにしているところです。

◎議長（森岡 勉君） 3番難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、中学校のほうにということでございました。今回の普通教室棟それから特別教室棟に約2億円ぐらいのですねお金をかけて改修事業が行われましたし、また駐車場の整備などもですねこれから行われていくわけなんです、全学調の結果はですね、それぞれ今はもう各家庭にということになってますので数字でということはどうですかお伺いする気もございませんでしたけれども、委員会としてどのように受け止められているのか。というのが町民にとってはですね、中々自分たちの町の子供たちがどれぐらいの学習能力っていうかですねそういうものがあるのかを全く分からないわけなんです。私たちがこれからバトンを渡していかないといけない子供たちがよりよい学びをですね進めていけるように今後とも教育委員会のほうで御尽力頂ければということでお尋ねをしました。で学習支援員さんは現在中学校だけということなんです特別教室等も増えるということですので、本当にコロナの後ですね、学習状況が落ちついているというのがどれぐらいその落ちついているのかも私たちはちょっと判断をしかねるところであります。最近求人も見ておりませんでしたので支援員、学習支援員を希望する方がいないのではないかと不安もございましてお尋ねをしたわけですが、そうではないということでは今回は判断してよろしいのでしょうか。よろしいですかね。はい、では今後ともですね、教育事業に対してしっかりと進めていただきますようお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 答弁は。教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい。今後はですね、夏季休業中等も含めまして様々な子供たちへの学習支援をまた次年度も考えておるところでございます。これにつきましてはやっぱり地域の方々の協力支援というものが重要かというふうに思っておりますし、場合によってはですね各地域連携で取り組んでおられますようにやっぱり高校生も活用した取組というのがありますので、そういうことを通しながら地域とともにある学校づくりということを中心に取り組んでいきたいというふうに思っております。また今後ともいろいろ議員の中にも議員さんの中にも御支援を頂く機会もあるかと思いますがどうぞよろしくお願ひいたします。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。1番小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい107ページの報償費 教育支援員謝金。この教育支援員さんの件につきましてはこれまでもちょっと説明を受けておりますがこの場でちょっと改めて今回のこの取組に関しますところのですね考え方と申しますか、背景まで含めて御説明を頂ければと思います。

◎議長（森岡 勉君） 暫時休憩します。

(休憩) 午後 3時13分

(再開) 午後 3時14分

◎議長(森岡 勉君) はい。休憩前に続き会議を再開したいと思います。再度質問お願いいたします。1番小谷議員。

○議員(1番 小谷 節雄君) 失礼しました、私が勘違いして別の項目で質問したようです。家庭教育支援員の件につきましてのほうでよろしく願います、失礼しました。

◎議長(森岡 勉君) 吉川指導主事。

●教育課指導主事(吉川 巧君) はい、では御回答させていただきます。これまでも教育委員会としては、家庭教育支援事業として令和3年度から教育講演会及び親の学びプログラムというのを町内の6小・中学校で行ってきました。その中で参加をされた方々がやっぱり普段から顔を合わせる方だけどうしてもこういう話をしたことがない。あるいはもっと早くに横のつながりができればいいというお声がありましたので、今回県が求めている学習機会の提供、教育情報の提供そして相談体制の整備の相談体制の整備をする上で家庭教育支援員の配置というのを今回計上させていただいたところです。以上です。

◎議長(森岡 勉君) 1番小谷議員。

○議員(1番 小谷 節雄君) はい、ありがとうございます。今の御説明でよかったんですが、その考え方というか背景を含めましてですね、ちょっと話を膨らませ過ぎかもしれませんがそれに関連しまして今回の総合計画等あるいは予算等含めた中でですねちょっと私考えたところはですね。そういった背景を今御説明頂いた背景を含めまして、今度はその子育て前・子育てされるその前段その時点でのですね、支援、支援策という表現おかしいんですけどそういった視点変えた時に例えば社会教育団体活動、社会教育活動そういった部分からですね、まず積極的な支援、行政が関わっていいんじゃないかと。既にもうもちろんやっていたらいいわけですが、今、今回の資料でいきますと115ページですね、社会総務社会教育総務費これはもうただ数字だけなんですけど減額になっております。これは当初予算ベースでの人件費の違いかなという気がしておりますがそこはちょっと確認をお願いしたいんですが。それと121ページですね、失礼しました。そういった背景で社会教育活動団体、そういった部分での支援をその時点から含めてやっていってその子育て世代も子育て子供さんお持ちのその段階でですね、学校に行かれるような子供さんの保護者その段階でももちろん今回のようにやっていただくことも必要かと思いますが、前段でもやっていくのがどう必要じゃないかなと。と申しますのは、実は私久しぶりにコロナ禍の中で4年ぶりぐらいに実は先日昔おりました青年団の県の青年団協議会の定期大会に出席したところですね、青年団の場合細々となってきたと言いつつもそこに来ている青年たちはですね、総会の資料から何から恐らく自前で全部やってんすけど、ものすごくきちんとしたものやっております。今の社会教育団体の中でああいう形で自分たちだけでやれていくというのは私はまだまだ捨てたもんじゃないなと。そういったその段階からですねそういった活動をやっていく、

それがイコール子育て世代にどう影響するかちょっと別としましてもですね、そういったことを今回ものすごく改めて認識をしたんですよ。実はその時教育長もお見えだったんですけども、それでちょっとこれ申し上げてるんですがそういうことで社会教育、一般論で言う社会教育団体、社会活動。そこに関しての支援というのも結局行き着くところはですね、家庭教育とかそういう子育てに十分プラスに影響してくるそういう要素が十分あるんじゃないかなという認識を今回思っておりますので、そういうことでちょっとそういう社会そういう意味での社会教育活動、団体に対する支援についてですね今回の予算あるいは総合計画等についてのお考えをお尋ねをしたいところです。併せてこれもちょっと膨らまし過ぎかもしれませんが、学校の部活動の社会体育への移行、これもいろいろな場面でマスコミ等も言うておりますが、それによつての家庭それぞれによる格差。いろいろな環境の格差、例えばひとり親さんであったりとかあるいは経済的な格差。そういうことで子供たちにとっては機会の均等がですね、図られなくなるんじゃないかという心配、そういったものがあると思いますのでそういった意味でこの部活動審議、部活動の検討委員会の中での考え方の中で今はその審議会へのいろいろ検討していただくそういう場面かと思いますが、行政としてもですね、少なくとも予算的な経済的な支援といった少なくともそういう部分は積極的にやっつけていかないといろいろな体制の問題とかですね、あるいは指導者の問題とか、そういったものは最終的に行き着くところは予算の問題も当然出てまいりますので町としては少なくともその予算の問題等につきましてはですよ、それなりの覚悟と言ったら大げさなんですけどそういった方向でですね、そして審議会、検討会の中でですね、よりよき方向に進めていっていただきたいなという、そういう気持ちも思っております。先ほどの家庭教育支援員の問題のもう一つちょっと膨らんだ話になってしまいましたけど、そういったところについてちょっと現時点での考え方とか方針とかですねそういうのがありましたらお願いしたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。社会教育団体の補助金につきましては、例年、例年どおりまた減額な部分もあっております。またどの社会教育団体につきましても、団員数・会員数の減少がやはり課題であるというところを受けておりますけれども教育課としては当然活動の指導・助言とうたっておりますけれども、やはり団体の活動を町民の方にお知らせしながら情報発信といたしますか、そういったところをすることによって住民の方が知って入りたいなと思うようなですね、そういった部分に協力といたしますか助言していくことがまずできることかなとは考えております。そして部活動の中学校部活動の社会体育の移行ですけれども当然今の中学校部活動でかかります経費よりは社会体育に移行した場合にそれにかかる経費が増えるんでは家庭の負担が増えるのではないだろうかという課題が出ておりますので、今審議会を開催もう数回開催しておりますけれどもそういった部分ですねまだそこまで実は具体的な支援とかその在り方とかがですね、まだ話はそこまでいってないところですのでけれども当然そういった部分が1番課題となるところでありますので、その話審議会との協議の中で出てきましたことを検討しながら町も当然それを協議した上で予算に反映していくべきかと考えております。

◎議長（森岡 勉君） 1番小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） ありがとうございます。1点だけ、社会教育団体に対しての町の

教育委員会あるいは町としての関わりですね。やっぱりその団体の独立性と申しますか自主性そういうものを尊重すべきのは大前提当たり前でございますが、現状的にですね、私はこれ私の個人的な見解になってしまうかもしれませんが、ある意味昔でいう社会教育士さんが積極的にやっておられた時代。それをそこまでいけるかどうか別として人的な問題ありますけど、ですからですけども、町としては教育委員会としては今よりももうちょっと積極的にというか手をちょっと表現難しいけど、手を突っ込むというか、そういう部分もあっていって支援していく形もですね、あっていいんじゃないかなというふうに私個人は思っておりますが、その付近いろんな判断があると思いますので、その付近を含めましてですね、是非今より以上に予算的な支援だけじゃなくて何と言うかな全体的な支援と申しますか、そういった部分をお願いできればなというふうな気がしております。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、その必要性を十分感じております。また6年度におきましては生涯学習講座のほうをちょっと充実させまして、毎回定期的で開催していく中で、そういった社会教育団体の方を講師として講座を開くということも考えております。その中で町民の方にはですね、こういった団体が活動してらっしゃるということを周知できればそういった活動の幅が広がるのではないかなと考えておりますので是非6年度もですね、もう一步進めて、助言・指導を行ってまいりたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。各課について質問頂きましたけれども全般にわたって質問があればここで受けたいと思いますがございませんか。

◎議長（森岡 勉君） はい、ここで10分間休憩します。

(休憩) 午後 3時26分

(再開) 午後 3時35分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（森岡 勉君） 次に日程第2、議案第73号令和6年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。桑原課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎君） はい。それでは2ページを御覧ください。令和6年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算を説明いたします。第2項から読ませていただきます。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。それでは予算の説明に入ります前にあさぎり町国民健康保険につきまして現状を簡単に説明いたします。令和4年度の被保険者の平均は3,670人です。前年度と比較しまして163人の減となっております、

団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により年々減少をしているところがございます。年齢層としましては59歳以下が約4割、60から74歳が約6割を占めております。保険給付費につきましては、令和4年度の保険給付費の総額は約14億8,146万円で、前年度より約3,000万円の増となっております。また1人当たりの保険給付費につきましては、約40万3,000円で2万5,000円ほどの増加となっております。被保険者の減少と外来医療費の増加が主な要因となっております。それではまず税務課から予算の説明を行います。

◎議長（森岡 勉君） 林田課長補佐。

●税務課長補佐（林田 考功君） 税務課所管分について説明いたします。まずは歳入です。9ページをお願いします。1枠目の目1一般被保険者国民健康保険税ですが、第1節から第3節までは令和6年度の現年課税分となります。こちらは被保険者数の減少による調定見込額に収納率97%で計上し、産前産後減免分と未就学児均等割分の減免分を見込んでおります。節4から6及び目2の退職被保険者等国民健康保険税の節1から節3につきましては、滞納繰越分であり令和6年度への繰越見込額に収納率15%で計上しております。次のページをお願いします。1枠目の目1督促手数料です。令和2年度から4年度までの実績の平均値により計上しております。次に12ページをお願いいたします。3枠目の款10諸収入です。延滞金、加算金及び過料について計上しております。続きまして歳出を説明いたします。16ページを御覧ください。1枠目、目1賦課徴収費の印刷製本費は、国保税の納付書、封筒、督促状となります。20ページをお願いします。最下段の目1一般被保険者保険税還付金と次のページを御覧ください。目2の退職被保険者等保険税還付金につきましては、過年度の所得更正や社会保険への加入により還付が発生した場合の還付金です。目3及び目4の還付加算金につきましては、還付に際し加算金が生じた場合に還付金と合わせて支払うものになります。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 桑原課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎君） はい。では健康推進課所管分につきまして御説明いたします。歳入になります。10ページをお願いします。4枠目、目1保険給付費等交付金 節1保険給付費等交付金普通交付金は、町が支払いました被保険者の医療費に対しまして県が算出した金額を交付されるものです。保険給付費の給付見込額の減少により4,000万円ほど減額しております。節2保険給付費等交付金特別交付金につきまして、説明欄の最上段 保険者努力支援分は、特定健診受診率や特定保健指導実施率の向上、それから糖尿病重症化予防等への取組や収納率の向上などに応じて交付されます。説明欄の2段目特別調整交付金は、市町村間の特殊需要による事情による財政力の不均衡を調整するために設けられるものです。3段目の県繰入金は、医療費や所得等の格差を調整するなど市町村の事情に応じて個別に交付されるものです。4段目の特定健康診査等負担金は、特定健診に係る経費費用につきまして算定結果表から国が3分の1、県3分の1の合計3分の2が県負担金として交付をされます。11ページをお願いします。2枠目、目1利子及び配当金につきましては、財政調整基金に係る基金利子の見込額を計上しております。3枠目、目1一般会計繰入金です。一般会計からの法定内の繰入金です。節1保険料軽減分保険基盤安定繰入金は、前年度の低所得者への軽減実績をもとに算定をしております。県が4分の3、町が4分の1です。節2保険者支援分保険基盤安定繰入金は、軽減世帯に対するもので

被保険者数に応じて算定を行っております。国が2分の1、県が4分の1、町4分の1となっております。節3 出産育児一時金等繰入金は、50万円の12名分の3分の2を計上しております。節4 財政安定化支援事業繰入金は、低所得者世帯と高齢者割合などの関係を要因としまして算定した額を計上をしております。節5 未就学児均等割保険料繰入金は、6歳に達する年度までの国民健康保険税の均等割の額を2分の1軽減するもので未就学児約108名分を計上しております。節6 その他一般会計繰入金ですが、主なものとしてレセプト点検員2名分の人件費や共同電算委託手数料を計上しております。節7 産前産後期間保険料繰入金は、出産予定または出産した被保険者の保険税を産前産後期間の4か月分を減額するものでその軽減分を計算して計上しております。12ページをお願いします。1 枠目、目1 財政調整基金繰入金です。県への事業費納付金と、保健事業費の増加や被保険者の減少に伴う国保税の減収を補うため約3,000万円を増額計上をしております。2 枠目、目1 繰越金につきましては、財政調整によるものです。4 枠目、目1 一般被保険者第三者納付金は、交通事故等による医療費を国保で立替えた分を受け入れるものです。13ページをお願いします。2 枠目、目1 特定健康診査等受託料は、これまで後期高齢者分としまして後期高齢者医療広域連合より受入れをしておりましたが、昨年の10月からのインボイス制度の導入によりまして消費税の申告が必要でない一般会計で受け入れることとしたため廃項としております。14ページをお願いします。以上、歳入合計21億1,031万6,000円となっております。続きまして歳出の説明をいたします。15ページをお願いします。1 枠目、目1 一般管理費です。主にレセプト点検員2名分の人件費や共同電算委託手数料を計上しております。また節12 委託料のシステム改修委託料は、主に今年12月の被保険者証の廃止に伴う資格確認証交付のためのシステム改修費を計上しております。目2の連合会負担金につきましては、国保連合会からの算定額に基づきまして計上を行っているところです。16ページをお願いします。2 枠目、目1 運営協議会費は、国保運営委員6名による協議会を年3回開催予定をしている分です。3 枠目、目1 一般被保険者療養給付費と目2 一般被保険者療養費につきましては、過去3年分の平均決算額により算出を行っております。また目3 審査支払手数料につきましては、令和5年度の決算見込額と同額を計上しております。4 枠目、目1 一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、令和5年度と同額を計上しております。17ページをお願いします。1 枠目、目2 一般被保険者高額療養費につきましては、過去3か年の平均決算額により算出を行っております。3 枠目を御覧ください。目1 出産育児一時金です。過去3年間の平均12名分を計上をしております。4 枠目、目1 葬祭費です。前年度予算と同額で2万円の30名分を計上しております。18ページをお願いします。1 枠目、目1 傷病手当金ですが、新型コロナ関係で仕事を休んだ場合に所得補償を行う制度で5類移行後も2年間の申請期限が設けられております。2 枠目、目1 一般被保険者療養給付費分です。県からの算定資料に基づきまして納付をする額となります。3 枠目、目1 一般被保険者後期高齢者支援金等分は、後期高齢者の医療費を74歳以下で支える仕組みとなっております。これにつきましても県の算定書類に基づいて計上をしております。19ページをお願いします。1 枠目、目1 介護納付金分です。これにつきましても同様に県からの算定書に基づいて計上を行っております。3 枠目、目1 保健衛生普及費の節12 委託料の共同電算委託料につきましては、疾病分類処理や年2回の医療費通知、ジェネリック差額通知等の委託

料となっております、被保険者の健康増進それから医療費の関わり方につきまして普及啓発を行っている分となっております。4 枠目、目1 特定健康診査等事業費ですが、節1 報酬から次のページの節8 旅費までは、主に特定保健指導に係る会計年度任用職員の人件費でありまして国保ヘルスアップ事業の交付対象となっております。20 ページをお願いします。1 枠目節1 2 委託料ですが、特定健診や特定保健指導の委託料となっております。歳入でも説明をいたしましたけれども、後期高齢者の特定健診分は一般会計にて計上を行っております。2 枠目、目1 財政調整基金積立金です。会計課算定の利息分を計上しております。21 ページをお願いします。2 枠目、目1 一般会計繰出金ですがこれは一般会計予算で実施する健幸運動教室や健幸ポイントデジタル事業の国保被保険者分を国保会計から補填することとしておりまして、その財源は国保ヘルスアップ事業を充てることとしております。3 枠目、目1 予備費につきましては、昨年同様と200 万円を計上をしております。歳出合計は21 億1,031 万6,000 円です。以上で歳出の説明を終わります。続きまして22 ページをお願いします。給与費明細につきまして説明いたします。特別職ですが、国保運営委員6 名分となっております。23 ページをお願いします。一般職分です。会計年度任用職員4 名分の報償費等の額を記載をしております。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員（12 番 小見田 和行君） 12 番小見田議員。はい。1 点お尋ねいたします全協でもお尋ねしたんですけど、あさぎり町の国保税の納付額について熊本県でもトップのほうにランキングされておりまして、これの中々説明を受けたときに今後県の統一されるまでに調整基金も枯渇するような状況におきまして、今後この上がっていくのかどうか、その辺のところについて今の実際の1 人当たりの納付している金額がどれぐらいのランキングであるのか。また医療費がですね、熊本県下においてどれぐらいのランキングであるのかをちょっと教えていただければと思うんですけど。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。はい。まず1 人当たりの医療費でございますが、これ申し訳ございません令和4 年度の資料となりますけれども、はい。令和4 年度の医療費でまいりますとすいません資料がちょっと前後いたしますが手持ちの資料でございますので、すいません令和2 年度でになります。令和2 年度の医療費はですね県内では28 位でございます。あとですね1 人当たりの納税額といいますか県から税として納めるようにというふうな試算できております税ランキングでございますとあさぎり町は1 位になります。はい、医療費は28 位でなんですが、納める金額保険税とは1 位ということでございます。これについてですね、の差といいますかそれについてのちょっと町で努力しているやっている施策のほうをちょっと説明させていただきたいと思いますが、ただいま資料をはい予算書のほう歳出の項目でございますね、款の3 の国民健康保険事業納付金がございますが、ここの総額が5 億5,383 万1,000 円でございます。これが県のほうに納める県から言ってきている医療費と後期高齢者と介護納付金を納めてくださいと言ってきている金額でございます。令和6 年度ですね。これは県が算定しておるわけですが、それに伴いそれによって対してですね町としましては、この歳入のほうをお送りしましたが国保税として被保険者の方に徴収をお願いする額は3 億5,300 万でございます。約2 億ほど税では求めて

いないわけでございます。そのその分はどういうふうに財源はなっているのかということでございますが款の繰入金ですね、繰入金のところの他会計繰入金とか基金の繰入金、こちらを充てて約2億近くは充てているということによってその2億の差はこれで補っているということでございます。で、県が求めている金額を1人当たりになりますとやはりあさぎり町1位なんですけどこの措置をしておりますので、これですて計算しますと納付額についてはですね、27位、27位に1人当たりの納付が27位になるようになっております。その関係から先ほど議員が申されましたとおり、ただいま申し上げました繰入金のほうの基金繰入金をここに上げておりますとおり6年度は7,400万としておりますがこのような措置をしておる関係からこの基金にはやはりもう限度がございますので、これをこのような措置を続けていきますので基金のほうが少なくなっていくということを前回説明させていただいたところでございます。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 12番小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい。通常県に納付する税に繰入れをして結果的には1人あたりはこの前の新聞紙上で出たような順位ではなくてそれを引いたところではやっぱり医療費のランキングとほぼ同位に近い負担をしているということで、他の住民にも説明していいわけでございますのでここを聞きたかったわけでございます。はい、ありがとうございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。ないですね。

◎議長（森岡 勉君） 日程第3、議案第74号令和6年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、担当課から説明をお願いします。桑原課長補佐。

●健康推進課長補佐（桑原 雄一郎君） はい。2ページを御覧ください。令和6年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明いたします。それでは第2項から読み上げます。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。まず歳入から御説明いたします。7ページをお願いします。1枠目、目1後期高齢者医療保険料ですが、節1現年度分特別徴収保険料と節2現年度分普通徴収保険料につきましては、熊本県広域連合の算定資料に基づきそれぞれ見込額を計上しております。被保険者の増加や6年度からの保険料率改定によりまして増額を行っております。節3の滞納繰越分普通徴収保険料は、過去の滞納繰越額にそれぞれ徴収率を勘案し計算を行って計上しております。3枠目、目1一般会計繰入金です。節1事業失礼しました事務費繰入金につきましては、一般会計より保険証の発行に係る事務経費分を繰り入れるものです。節2保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分を繰り入れるものとなっております。節3歯科口腔健康診査繰入金は、高齢者の歯科口腔検診の自己負担分400円を受診者見込み人数146人として繰入れを行うものです。8ページをお願いします。1枠目、目1受託事業収入ですが、こちらは後期高齢者医療広域連合より歯科口腔検診等受託料が146人分それから事務経費分として受入れを行っているものです。3枠目の目1繰越金につきましては、財源調整により計上を行っております。歳入合計2億8,874万5,000円です。以上で歳入の説明を終わります。次に歳出の説明を行います。9ページをお願いします。1枠目、目1一般管理費です。主に保険証発送に伴います事務経費を計上しております。2枠目、目1後期高齢者医療広域連合納付金ですが、こちらは被保険者が納付しました保険料と基盤安定負担金として県が4分の3、町が4分の1を負担し一般会計から繰入れたものを広域連合に

納付するものとなっております。3 枠目、目 1 健康診査等事業費です。歯科口腔検診の受診見込み数を 1 4 6 人として委託料を計上、計算をしております。4 枠目、目 1 保険料還付金と目 2 還付加算金につきましては、過年度分の保険料還付金を広域連合から歳入で受入れそれを被保険者に還付するものであります。1 0 ページをお願いします。目 1 予備費を 1 0 0 万円計上をしております。歳出合計 2 億 8, 8 7 4 万 5, 0 0 0 円となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

◎議長（森岡 勉君） それでは日程第 4、議案第 7 5 号令和 6 年度あさぎり町介護保険特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。尾方課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（尾方 圭君） はい、では令和 6 年度あさぎり町介護保険特別会計予算につきまして説明いたします。2 ページをお願いします。第 1 条 2 項から読み上げさせていただきます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算による。第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 2 億円と定める。第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1 号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用。7 ページをお願いします。令和元年 9 月から導入している地域包括支援センターシステムの保守賃借が更新時期を迎えることから令和 7 年度から令和 1 1 年度の 5 年間の債務負担行為となります。1 0 ページをお願いします。歳入から説明させていただきます。1 枠目の節 1 現年度分特別徴収保険料につきましては、年金から天引きされる方の保険料で約 5, 2 0 0 名を見込んでおります。節 2 現年度分普通徴収保険料は、6 5 歳年齢到達時や修正申告などの理由で特別徴収できない方の保険料となっております約 3 4 0 名を見込んでおります。節 3 滞納繰越分普通徴収保険料は、普通徴収における滞納繰越分であり令和 6 年度見込額の 2 5 %を計上しております。3 枠目の目 1 介護給付費負担金につきましては、介護保険事業標準給付費合計額の国負担分で施設分 1 5 %、その他分 2 0 %を受け入れるものであります。なお令和 6 年度からの第 9 期介護保険事業計画で、標準給付費の増額を見込んでいることから、この枠以降の介護給付に係る国県支払基金の予算額についても昨年度分より増額となっております。4 枠目の目 1 調整交付金は、介護保険事業標準給付費合計額に対し見込みで 7. 7 %が交付されるものです。目 2 節 1 の介護予防日常生活支援総合事業交付金は、総合事業一般介護予防事業の事業費に対し 2 5 %が交付されるものです。1 1 ページをお願いします。1 枠目の上段の節 2 包括的支援事業 任意事業交付金は、地域包括支援センターの運営事業及び任意事業、社会保障充実分事業の合計額に対して 3 8. 5 %が交付されるものです。目 3 の保険者機能強化推進交付金及び目 4 の保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援や重度化防止について各市町村での取組達成状況に応じて交付されるインセンティブ交付金で、国の予算規模などにより増減があることから令和 5 年度の実績値を計上しています。2 枠目の目 1 介護給付費交付金は、標準給付費見込額に対して第 2 号被保険者負担率 2 7 %を掛けた金額が交付されるものです。目 2 の地域支援事業交付金は、総合事業一

般介護予防事業の事業費に対し27%が交付されるものです。3枠目から次ページ1枠目にかけての県支出金は、国庫支出金で説明しました事業の県割合分を受け入れるものであります。12ページをお願いします。2枠目の目1利子及び配当金は、介護給付費準備基金利子を受け入れるものとなります。3枠目の款7繰入金は、町の負担分として一般会計から繰り入れるものであり、それぞれの事業の町負担分を計上しておりますが目2その他一般会計繰入金は保険者の事務費分であり全額が町の負担となります。目4の低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者が保険低所得者の保険料軽減措置を行うもので一般会計で受入れた国50%、県25%の負担金と町負担分の25%を含めた軽減総額を繰入れております。13ページをお願いします。2枠目の目1繰越金につきましては財源調整で前年度繰越分の一部を計上しております。14ページをお願いします。目1介護予防サービス計画費収入は、地域包括支援センターが行う要支援者及び事業対象者のケアプラン作成に係る費用を国保連合会から受け入れるものであります。15ページをお願いします。続きまして歳出について説明させていただきます。1枠目の目1一般管理費につきましては、介護保険事業に係る事務費でありまして地域包括支援センター運営協議会、介護保険料徴収、システムの管理に関する経費が主なものとなります。16ページをお願いします。1枠目の介護認定審査会等費は、要介護認定業務における経費として要介護認定の訪問調査を行う会計年度任用職員3名の人件費、主治医意見書作成に伴う手数料や球磨郡介護認定審査特別会計への負担金が主なものとなりますが令和5年度に導入した球磨郡介護認定審査会システム負担金分が減額となっております。2枠目の目1計画策定委員会費につきましては、第9期介護保険事業計画の評価等に係る委員会開催費用であります。令和5年度の計画策定支援委託分が減額となっております。3枠目の目1介護サービス等給付費は、要介護認定被保険者が利用する介護サービスや福祉用具購入及び住宅改修をされた場合に支払われる給付費となっております。歳入で説明しましたが第9期計画における給付費の増額を見越していることから、款2保険給付費全体で増額計上となっております。17ページをお願いします。1枠目の目1介護予防サービス等給付費は、要支援認定被保険者が利用する介護予防サービスや福祉用具購入及び住宅改修された場合に支払われる給付費となっております。2枠目の目1審査支払手数料は、国保連合会に委託している審査支払業務に対して手数料を支払うものであります。3枠目の目1高額介護サービス費等は、月に利用した介護サービス費が所得区分に応じた月限度額を上回った場合に支給されるものです。4枠目の目1高額医療合算介護サービス費等は、介護保険と医療保険を利用して自己負担額が年額限度額を超えた場合に支給されるものです。5枠目の目1特定入所者介護サービス等費は、要介護・要支援認定被保険者が介護施設サービスを利用する際の食費、居住費の負担額を所得に応じて軽減するものであります。18ページをお願いします。1枠目の目1第1号被保険者還付加算金は、第1号被保険者の死亡転居等により発生する還付金となります。目2償還金は、国県等への過年度分の償還金ですが令和5年度の精算が確定をしておりませんので費目存置となります。2枠目の目1基金積立金は、準備基金積立金の利息分を基金へ積み増すものであります。3枠目から次ページ1枠目の目1介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防のための訪問通所サービス事業や配食サービス事業、ケアマネージメントの委託料及び負担金となりますが、要支援認定者が利用する第1号通所事業の実績による減額計上となります。19ページをお願いします。

1 枠目の目1 一般介護予防事業費は、地域型サロン、介護予防サポーター及び脳いきいきサポーター養成講座、脳いきいき教室等に係る事業費で委託料が主なものとなります。2 枠目から次ページの目1 地域包括支援センター管理費は主に職員5名の人件費と介護予防支援の委託料及び管理システムなどの委託料と使用料になります。複雑多様化する案件に対応する地域包括支援センターの人員不足や近隣町村の居宅介護支援事業所のケアマネジャーの減によりまして、委託件数の確保も困難であることから令和6年度に会計年度任用職員1名の予算を追加計上しております。20ページをお願いします。次ページ1 枠目での目2 包括的支援事業費は、地域の高齢者の実態把握や命のバトン登録推進に係る会計年度任用職員1名の人件費が主なものとなります。21ページをお願いします。目3 任意事業費は、町長申立てによる後見人申請の費用、低所得者のグループホーム利用に対する家賃等助成や在宅高齢者で非課税世帯への介護用品支給の費用が主なものとなります。次ページ1 枠目までの目4 社会保障充実分事業費は、介護・医療が必要な在宅高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう多職種の連携や地域づくりをサポートする体制を整備するための費用で、地域包括支援センター職員1名と会計年度任用職員1名の人件費、生活コーディネーターの委託料が主なものとなります。22ページをお願いします。2 枠目の目1 利子につきましては、財政安定化基金から一時借入れをする場合の利子を計上しております。23ページをお願いします。以上、令和6年度あさぎり町介護保険特別会計予算は、歳入歳出総額をそれぞれ20億4,681万6,000円とし前年度より8,257万2,000円の2,000円増の当初予算であります。24ページをお願いします。給与費明細中のその他の特別職につきましては、地域包括支援センター運営協議会委員及び介護保険事業計画策定委員会委員22名に係るものでございます。25ページをお願いします。一般職につきましては地域包括支援センター職員4名の人件費となります。26ページをお願いします。会計年度任用職員につきましては、要介護認定調査員が3名、包括的支援事業に3名、社会保障充実分事業に1名の計7名の人件費となります。31ページをお願いします。介護保険特別会計における債務負担行為となりますが10件全て令和5年度中に準備行為を行い、令和6年同事業期間として4月1日から業務を開始するものであります。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。1 2番小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 19ページで1点お伺いしたいと思います。地域型サロン事業委託料が計上されておりますけど、町内に何か所このようなサロンを開設されて事業されているのか、それとちょっと当地区の周辺にですねサロンにもう実際は高齢過ぎて皆さんがもう来れないということで、今年度でもう閉鎖しなければならないではない、ないだろうかというふうなお話があるもんですから、そういうところが実際ほかにもあるのか、現にある場合にそれぞれの高齢者の方々はそこに歩いてくる移動することに中々負担があるんでもう来れないということらしいんですけど、自宅にまた引っ込んでしまった場合に関しましては非常に心配でございますので、そういう方々に対する今後の次の手だてといいますかね、そういうのをどうどのようにされるか、それについてをお尋ねしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齡福祉課長（林 敬一君） はい、まずサロンにつきましては、町内令和5年度で61か所活動頂いておるところでございます。また会場への移動にということになりますでしょうかね、につきましては従来からですね、そういった課題は当然伺っております。一方で現実的にも中々もう行けなくなったから廃止、休止せざるを得ないといったところは具体的にはちょっとまだ私は把握しておりませんでした。ただしそういったところも出てきてしまうのかなというふうに考えております。サロンにつきましてはここ数年順調にといいいますか、箇所数もこれまで順調に伸びてきておりまして、またコロナ禍でですね、一時期回数も減ったり参加者数も減少が見られておりましたけどもここに本年に至りまして回復してきております。移動支援ということにつきましても社会福祉協議会のほうでもいろいろいろいろ検討は頂いておりまして、新年度で試行的にある1地区のサロンへの送迎等何か出来ないかといったようなその検討はしておったように把握しております。今後も非常に大きな課題であると思っております。

◎議長（森岡 勉君） 12番小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 実際は、これは私が住んでる地区でのことでありましてお世話される方がもう今年で閉めなければならぬ理由として、多分移動手段に関しましては御家族が送迎されていってもですね、それでももう体力的に一緒にそういう活動するのにやっぱ苦痛を感じるというような感じの年だと思えますよ。そういう方々が多いもんですから、もうね一応みんな出席できないようになるようなことでもう閉めなければならぬという話を承ったもんですから、結局そうなるとその方々も楽しみにされたサロンに行けなくて自宅でもう自宅でもいいのっていいですかその自宅にいるしかないんですけど、そういう方々が今後多分かなり出てくるということは想定できますのでそこに対するできるだけですね認知とかに入らないような手当てというのも考えるべきか時期が来てるんだらうということをおの頃ちょっと薄々感じますもんでこういう質問したわけでございます、その後ですね、そういう所に対して移動手段も確かに必要なんですけどそれよりちょっと我々見るには元気なんですけどやはりもう歳といいますか、そういうことで体力的なことでもそういう問題ができてきた場合にもう今100歳を全うされる方も多い中においてですね、自宅にかなりの人がおられますのでその方々に対する介護予防をどう今後していくかということについての課としての考えとかございましたらとお聞きしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 林高齡福祉課長。

●高齡福祉課長（林 敬一君） はい、なかなかその高齡の方ということですので簡単にスマートフォンですとかタブレットとかですね、御利用にならない方も多数おられるかと思う思いますが、今後はですね、そういったもので御覧を頂きながら自宅で運動していただくとか、そういったことも考えていかなければならぬ、ならないのかなと考えております。中々そのこれといったですね、有効な例えば今のちょっと提供できるようなものはございませんけども、今後しっかりと考えていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに。1番小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい10ページに保険料がございますが、それに関連しまして保険料条例の改正案も今回出ております。それでこれまでの委員会とか全協の中で御説明頂いた資料今ちょっと送らせていただいたんですが、これの表についてちょっと何点か確認をさせていた

だきたいと思います。まずこの今の1ページ目ですね。2に保険料基準額の推移の最後のほうに準備基金を8,400万取り崩す予定だった。これ第8期ですね、今年まで今年度までの話ですけど予定。その下に赤で実際は給付費等が見込みを下回り取崩しを行っていない。つまり8期では準備基金を8,400万円取り崩す予定だったが取り崩さなかった。その取り崩す予定だったその表がこの下の表7から8ですね。第8期5,900円 標準あさぎり町の標準月額が。では、8,400万取り崩す予定だったが取り崩さなくても済んだ仮に8,400万円取崩したとしたら、この5,900円は計算上幾らで済んだのか。そういったものがもし試算をされておりましたらですね、これあくまでも計算上の話ですね、試算をされておられましたらちょっと教えていただきたいのが1点であります。それとこの資料の最後の6ページですかね、最後のページなんですけど最後というか6ページなんですけど、最終案というのがございます。今年度の保険料でございしますが、ここに1億4,000万円必要保有基金設定額、これが1か月の1番上にですね、必要給付費の1か月分というふうに書いてございます。これは給付費の1か月分でありまして、仮に1億4,000万は実際の給付費の中で、保険料を充てる充当する部分その割合があると思いますので、実際の給付費が何か月分増額になったら1億4,000万で賄えるか。その点を1点お示しを頂ければと思います。それに関連しますが、保険給付費に占める保険料の割合、考え方、保険、介護保険のですね。保険給付費が仮に1億円だったらそれに保険料は幾ら必要なのか、考え方、それもあわせてお示しをお示しというか説明を頂ければと思います。まずその点をちょっと分かる範囲というか試算されておる分、もしなければ結構ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 尾方課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（尾方 圭君） はい。まず1点目の第8期の5,900円についてですが、この5,900円は準備基金を8,400万円取り入れたところで5,900円になるっていう算定をしております。実際この5,900円をもし入れなければ幾らになるかという質問だったかと思いますが資料の3ページのほうに3-4のところですね第8期必要額算定は6,331円だったというのを記載しております。実際8,400万円入れなく入れなかったら6,331円必要だったとこの時の推計では出ていたということになります。2点目の質問の1か月分の1億4,000万円を保険料にしたらどのくらいかというところになるかと思うんですが、実際この給付費の保険料65歳以上の方の保険料に占める割合は23%でありますので、実際1億4,000万円としたら3,200万円ぐらいが保険料として出てくるっていうものになってきます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 1番小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、ありがとうございます。まず1点目です。すいません私の言い方が悪かったですかね、今御説明頂いたような意味でなくて第8期の結果的にですね、予定どおり準備基金を8,400万円取崩して入れたとしたら、したらすよ計画通り。保険料はもっと安くて済んだんですね、計算上、計算上ですあくまでも。その時の保険料は幾らになるかという話です。私が申し上げたいのは。要するに言葉は悪いですが第8期は保険料の算定の基礎となる保険給付費の見込みが過大だったという表現ちょっとあれですけど、結果的に財政的にはプラスに出た。ですね取り崩さなくて済んだ。だけど、ですけどですよ。だけどそれはイコール保険給付費、保険料の徴収が大き過ぎた。結果論です結果論、いい悪いの問題じゃなくてね。そのこと

をちょっと幾らぐらいの差があったかの確認をしたいというのが1番目の意味でございます。ともう1点、先ほどのお話の話2つ目の話ですね。今のお話であれば保険給付に占める保険料の割合は23%ということは、1か月分保険給付費1か月分というお話であればこれは保険給付費1.4億円は、保険給付費でいったら4か月分あるというふうな解釈をでよろしいかと思ったんですがそういう理解でよろしいですか。

◎議長（森岡 勉君） 尾方課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（尾方 圭君） はい。まず1点目の実際5,900円で算定しておりまして基金を入れてない状況なんですけれどもこれを入れた場合の数字としましては資料の1ページのところにも書いておりまして、8,400万円を取り崩す予定の影響額は431円となっておりますので実際この今の時点で入れた場合には5,469円相当になったものであります。2点目の先ほど小谷議員おっしゃられた23%保険料額としてだけを計算すれば4か月分程度というのはもうその認識で間違いありません。

◎議長（森岡 勉君） 1番小谷委員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい最後です。もう1点だけお尋ねします。第9期に仮定した場合、第9期の件でございますが、今回この先ほどの6ページの表ですね。現在の考え方はこういう形でやってありますが、仮の話です。この6,200円の基準額を第8期の先ほどの例でいけば第8期は結果的には5,500円程度でよかったというような、計算上です。あくまでも机上の計算上ですね。そういうことだったという話ですが、それを実際算定した5,900円を第9期に適用したとそういう前提で計算試算をしたら取崩し額はいくら必要になるか。そういうのがもし試算がありましたらそれお願いしたいと思います。以上、ここで申し上げておきますがそういう前提をですね、押さえていった時に私が申し上げたいのは、もう毎回言っておりますとおり実際は5,900円なんだ、8期は5,900円だったんだけど実際は5,500円で済んだんだよと結論、結果論ですあくまでも。今回も基金があって1億4,000万必要保有基金設定がを繰入れようとプラスプラスですよこの6ページの表でいくと第10期以降に7,000万円また繰り入れる。それによって繰入れなくてそれを残すことによって第8期は5,500円で結果論だけでよかったのが5,900円だった、400円多めに取っていた、そして基金が増えている。それなのにさらに6,000本来は、下げることも可能な状況なのに6,200円に上げるという根拠がですね、私はどうしても今回の本町の場合は薄いと思ってるもんですからこの話をずっとやってるんですが。ということで先ほど言いました今日の最後の質問は、維持を仮定した場合維持というのは5,900円というふうに仮定をした場合、第10期の保険料。その時に保険料基金取崩し額が幾ら必要であるかをもし計算試算されておられたらお願いをしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 尾方課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（尾方 圭君） 資料の5ページに示しておりますが黒丸2のところの推計値取崩しパターン③のところですね、1億5,000万取崩した場合には5,839円になるという今回の試算になっておりますので実際5,900円というのはこの程度1億5,000万円程度取り崩せばこの額になるっていうものになります。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。はい。それでは次に移りたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 日程第5、議案第78号令和6年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。前田認定審査会事務局長。

●球磨郡障害認定審査会事務局長（前田 和博君） 議案第78号について説明申し上げます。2ページをお願いいたします。第1条第2項から読み上げさせていただきます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものでございます。まず全体的なところでございますけれども球磨郡障害認定審査会は、原則月2回開催で令和6年度は昨年度と同様の24回開催を計画しております。また令和4年度の実績が出ておりますが、これでは年間の134件の審査判定を行っていただいております。審査会の委員につきましては、身体分野、知的分野、精神分野、難病分野の4部門に関します学識経験者20名の方をお願いをするものです。委員の任期につきましては、現在令和5年度から令和6年度までの2年間となっております。1合議体当たり、これは審査会のひとつのグループでございますが4名、一部5名で審査を行っていただくこととしております。7ページをお願いします。歳入でございます。款の1分担金及び負担金 節の1認定審査事業負担金でございますが、まず構成町村からの負担金割合でございますが、球磨郡障害認定審査会共同設置規約の実施に関する協定の規定によりまして必要経費を人件費と事務費に分けて積算しております。均等割が10%、障害者数割が30%、障害福祉サービス支給決定者数割が60%で町村負担金を積算しております。こちらは事務局でありますあさぎり町を除く球磨郡8町村分を計上いたしております。款の2繰入金 節の1一般会計繰入金でございますが、こちらはあさぎり町分の負担金相当分を一般会計より繰り入れるものでございます。款の3繰越金でございますが、令和5年度からの繰越金です。款の4諸収入でございますが雑入を計上しております。歳入合計で本年度が744万、前年度が693万5,000円で50万5,000円の増となっております。次のページをお願いします。歳出でございます。款の1総務費 目の1一般管理費 節の1報酬でございますが、会計年度任用職員報酬1名分と委員の方の報酬20名分を計上しております。節の3と4につきましては、主に会計年度任用職員の人件費でございます。節の8旅費につきましては、主に審査会開催時、全体会開催時の費用弁償等が主な部分でございます。節の10需用費につきましては、主なものとしまして総合福祉センターの電気料、上下水道料等を計上いたしております。節の11役務費につきましては、電話代、切手代、はがき代等を計上しております。節の13使用料及び賃借料につきましては、主にパソコン、コピー機のリース料などがございます。節の18負担金補助及び交付金につきましては、派遣職員負担金ということで、時間外手当相当分を計上いたしております。10ページをお願いします。款の2予備費としまして昨年同様の額を計上しております。歳出合計が744万円、前年度が693万5,000円比較の50万5,000円ということで、増加の主な要因としましては、会計年度任用職員の期末勤勉手当が新設されたことに伴う増が主な要因でございます。次のページをお願いします。給与費明細でございます。特別職ということで、ここには審査会委員20名分を計上いたしております。11ページをお願いします。こちらは一般職ということで会計年度任用職員1名分の報酬及び期末手当及び勤勉手当を計上いたしております。12ページをお願いします。ここには債務負担行為の調書を添付しております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） はい、説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。はい。

◎議長（森岡 勉君） 次に日程第6、議案第79号令和6年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。前田認定審査会事務局長。

●球磨郡介護認定審査会事務局長（前田 和博君） 議案第79号について説明いたします。2ページをお願いします。第1条第2項から読み上げさせていただきます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。まず全体的な部分でございしますが、審査会の委員につきましては医療の分野、福祉分野、保健分野に関する学識経験者の方をお願いをするものです。令和6年度につきましては、59名の委員の方をお願いする予定としております。審査会は原則週に3回、一月に12回をめぐり年間127回を計画いたしております。令和4年度の実績が出ておりますが年間の3,441件の審査を行っていただいております。委員の任期につきましては2年間ということで令和5年度から令和6年度までとなっております。一つの合議体、これは審査をする一つのグループでございしますが人数は4名で審査を審査判定を行っていただくことにしております。7ページをお願いします。歳入でございしますが款の1分担金及び負担金 節の1介護認定審査事業負担金でございしますが、これは球磨郡介護認定審査会共同設置規約の規定によりまして、均等割が10%、65歳以上の人口割が30%、介護認定審査件数割が60%ということで算定をしております。こちらは事務局でありますあさぎり町を除く球磨郡8町村の分を計上いたしております。款の2繰入金、節の2介護保険特別会計繰入金でございしますが、こちらはあさぎり町の負担金相当分を繰入れをするものでございます。款の3繰越金につきましては、前年度からの繰越金を計上しております。款の4諸収入について、つきましては雑入でございします。歳入合計が3,880万、前年度が1億575万4,000円、比較のマイナス6,695万4,000円でございます。対前年度減額の主な理由でございしますが、前年度つまり令和5年度でございしますが、当初に介護認定審査会に係る新しい新システムの導入事業を計画しておりましたのでこの分が本年度はございませんことから減額となっております。次のページをお願いします。3の歳出でございします。款の1総務費 目の1一般管理費 報酬でございしますが、会計年度任用職員4名分、委員の方の報酬59名分を計上しております。節の3と4につきましては、主に会計年度任用職員4名分の人件費を計上しております。節の8旅費につきましては、審査会委員の審査会時、全体会時の出席等の費用弁償が主なものでございします。節の10需用費につきましては、主に消耗品といたしまして要介護認定調査平準化チェックシートのほか事務局のあります総合福祉センターの電気料、上下水道料等を計上いたしております。節の11役務費につきましては、主に事務局と球磨郡9町村を結ぶ広域化ネットワークの接続料等を計上いたしております。節の12委託料につきましては、システムの保守管理料を計上いたしております。節の13使用料及び賃借料につきましては、主にコピー機、パソコン、プリンター等の事務機器使用料を計上しております。次のページをお願いします。節の18負担金補助及び交付金でございしますが、これは派遣職員に係る人件費相当分を負担金という形で計上いたしております。節の26公課費につきましては車検時の経費でございします。款の2予備費につきましては昨年同様同額を計上しております。歳出合計本年度が3,880万円、前年度1億575万4,

000円、比較で6,695万4,000円のマイナスということで、減の主な理由は歳入で説明したとおりでございます。次のページをお願いします。給与費明細でございます。特別職としまして審査会委員分59名を計上しております。11ページをお願いします。一般職ということで会計年度任用職員4名分の人件費を計上いたしております。12ページをお願いします。こちら債務負担行為に関する調書を添付いたしております。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですね。

◎議長（森岡 勉君） はい。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。

午後4時49分 散 会